

京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策の取組状況

1. 対策の方向

分野	計画の内容	令和4年度・令和5年度 取組状況 (令和5年度は令和5年6月30日時点)
感染予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し推進 ○ 医療現場における感染防止策の徹底を推進 ○ 乳児に対するB型肝炎ワクチン定期接種を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝臓週間での啓発（府庁ロビー、保健所でのポスター掲示） ○ ホームページでの情報提供（肝炎情報センター） ○ 肝炎ウイルス検査ラジオ啓発（R4.9.27 12:00～12:15） ○ 府内各市町村で妊婦健診に合わせB型・C型肝炎ウイルス検査を実施（全市町村） ○ B型ワクチン定期接種の開始（H28.10～）
肝炎検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な受検勧奨や、より受検しやすい体制の整備等、職域における各医療保険者との連携等、受検機会拡大に向けた取組をより一層推進 ○ 陽性者が確実に治療に結びつくよう、検査結果が陽性であった者に対し、市町村や医療関係者と連携して精密検査の受診勧奨を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村、保健所、医療機関等における肝炎検査の実施（参考 R3 10,842人 R4:未確定 R5 秋頃集計） ○ 検査実施医療機関の拡充（R5 108施設） ○ 保健所及び検査実施医療機関をホームページに掲載 ○ 初回精密検査費用の助成（R4 11名、R5 1名） ○ オンライン・オンデマンド研修の実施（資料2参照） 看護師、市町村・保健所職員向け（継続） 患者会・薬剤師向け（新規） ○ 出張検査（R3 87名（福知山市）、R4 79名（協会けんぽ）） ○ 肝炎検査リーフレットの作成・配付
診療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充 ○ 肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進 ○ 陽性者を早期治療に結びつけ重症化予防を図るため、定期検査の受診勧奨を行う体制の整備 ○ 治療が必要な人に対し、肝疾患専門医療機関などの情報を提供するとともに、医療費の助成事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝疾患専門医療機関（R5 220施設） ○ 肝疾患拠点病院である府立医大病院・京大病院で協議の上、連携事業を実施（肝炎コーディネーター養成研修会） ○ 定期検査費用の助成（R4 46名、R5 9名）

分野	計画の内容	令和4年度・令和5年度 取組状況 (令和5年度は令和5年6月30日時点)
肝炎の予防及び医療に関する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等ができる人材（肝炎コーディネーター）を新たに養成するための研修を実施 ○ 肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修実施 (R4.3～4 市町村・保健所職員向け 15名認定) (R4.5～7 薬剤師向け 32名認定) ○ 肝炎ウイルス検査ラジオ啓発 (R4.9.27 12:00～12:15) ○ 医療費助成リーフレット作成・配付
肝炎に関する啓発及び知識の普及等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、より効果的な方法を検討し、引き続き普及啓発活動を推進 ○ 肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進 ○ 肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、肝炎患者の就労支援を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝臓週間での啓発（府庁ロビー、保健所でのポスター掲示） ○ ホームページでの情報提供（肝炎情報センター） ○ 肝炎ウイルス検査ラジオ啓発 (R4.9.27 12:00～12:15) ○ デジタルサイネージ放映（府内15か所 R4.12～R5.5） ○ 街頭啓発の再開 (R5.7.28 世界肝炎デー（予定）) 街頭啓発用物品作成 (R5 ウェットティッシュ)
相談支援体制の強化等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府立医大病院肝疾患相談支援センター (H25.6～) 京大病院肝疾患相談支援センター (H22.4～) ○ 京都府肝炎情報ガイドの作成 (R4 3,500部作成) ○ 肝炎対策協議会を開催 (R4, R5)

2. 数値目標

項目	計画策定時の数値	施策目標（令和5年度末まで）	現状値
肝がんの年齢調整罹患率（人口10万対）	17.2（平成25年度）	13.8	12.2（令和元年末）
無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	57（平成28年度末）	200	108（令和5年6月末）
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	21市町村（平成29年度）	全市町村 (26市町村)	23市町村（令和3年度末） 3市村：府無料検査委託医療機関を紹介②、勧奨が一巡①
肝炎患者に対し相談支援等を行う人材（肝炎コーディネーター）を養成	0人（平成29年度末）	400人	251人（令和5年6月末）

京都府肝炎コーディネーター制度に関する取組

1 認定状況

年度	開催時期	対象職種	認定区分	参加者数	認定者数	
H30	H31年3月	薬剤師	医療担当	18名	13名	
R元	R元年6月	行政職員	啓発担当	37名	30名	
	R2年1月	看護師	医療担当	90名	85名	
R2	R3年1月	行政職員	啓発担当	37名	35名	
	R4年3～4月*	行政職員	啓発担当	17名	15名	
R3 (認定はR4)	R4年3～4月*	患者会	啓発担当	13名	13名	
	R4年3～4月*	看護師	医療担当	39名	28名	
R4	R4年5～7月*	薬剤師	医療担当	32名	32名	
※オンライン・オンデマンド配信				計	283名	251名

2 活動状況報告

京都府肝炎コーディネーターに対し、年度末に活動状況報告の提出を依頼。

回答方法 郵送、FAX またはオンライン

回答内容・回答数 →資料2-2のとおり

3 京都府肝炎コーディネーター通信の発行

制度改正情報等の共有のため、これまでに5回発行。

→活動事例共有の場としても活用

4 改正案について

→資料2-3のとおり

令和 4 年度肝炎コーディネーター活動状況報告書（まとめ）

〈得られた知見〉

- ・ 令和 4 年度は年間通してコロナ禍での活動となった。
- ・ 活動が制限されたため、どのような活動を行えばよいか、事例を共有したいという意見が挙がった。
- ・ 一方で、加速するオンライン化により、電子カルテへの受検歴搭載や、他院が開催する肝臓病教室へのオンライン参加といった新たな取組が報告された。
- ・ コロナ禍後の展開として、患者サロンに参加し、患者の気持ちを理解した上で支援を行いたいといった意見も寄せられた。

〈回答率〉

対象者：令和 3 年度までに京都府肝炎コーディネーターの認定を受け、活動中*の者
（認定から 1 年以上経過した者を対象）

※新型コロナウイルス等の業務により休止中の者を除く

区分	対象者数	回答者数	オンライン回答者数 (内訳)	回答率	オンライン利用率
医療担当	70名	31名	14名	44.3%	45.2%
啓発担当	21名	15名	4名	71.4%	26.7%
合計	91名	46名	18名	50.5%	39.1%

回答率 ↓ : 66.2% (R3 活動報告) → 50.5% (R4 活動報告)

オンライン利用率 ↑ : 34.3% (R3 活動報告) → 39.1% (R4 活動報告)

寄せられた報告内容（抜粋）は以下のとおり

1 肝炎コーディネーター活動状況

ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言【医療担当】

- ・ 啓発資材の配架
- ・ 生活上の注意点への質問対応
- ・ 無料検査実施医療機関の案内
- ・ 手術患者への肝機能値に関する助言
- ・ 肝臓病の薬が処方されている方や肝機能障害がある方へ受検勧奨
- ・ 感染症全般の相談に応じるなかで肝炎対策を助言

ア 肝炎対策に関する情報提供及び相談助言【啓発担当】

- ・ 広報誌（全戸配布）、ホームページへの掲載
- ・ ポスター掲示、チラシやのぼりの配架
- ・ 肝臓週間の周知
- ・ 助成制度の案内
- ・ 住民健診の機会に併せて検査実施

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内【医療担当】

- ・ 助成制度の案内
- ・ 啓発資材の配架
- ・ 医療従事者向け研修会、地域住民向け講演会の開催

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内【啓発担当】

- ・ フォローアップの実施
- ・ 助成制度の案内
- ・ B型肝炎給付金の紹介
- ・ 患者として過去に関わりのあった方の現状把握

ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加【医療担当】

- ・ 専門職を対象とした勉強会の実施
- ・ 他院で開催された肝臓病教室にオンライン参加

ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨【啓発担当】

- ・ 他の検診機会に併せて同時受検勧奨（地域の医院と連携）
- ・ 節目年齢層を対象に周知

エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言【医療担当】

- ・ 他の医療機関への助言
- ・ ワクチン接種に係る助言
- ・ ディスポ手袋の着用徹底
- ・ 医療廃棄物の取扱は医療職のみに限定し、肝炎ウイルス検査を実施
- ・ 新生児B型ワクチンの投与確認
- ・ 輸血製剤による感染リスクの啓発
- ・ ワクチン接種後に陽転化しない方への2回目接種の説明
- ・ 手術前検査の結果説明、精密検査受診勧奨、助成制度の案内
- ・ ウイルス検査の実施を検討すべき患者を電子カルテ上で識別
- ・ 入院前に肝臓関連の数値を確認することを徹底

オ その他の活動【医療担当】

- ・ コーディネーターが在籍していることの院内への掲示
- ・ 内視鏡検査前の採血機会に肝炎関連の項目も同時検査

オ その他の活動【啓発担当】

(特に報告なし)

2 肝炎ウイルス検査の受検促進等に係るアイデア

【医療担当】

- ・ 健診や採血の機会等を活用した手軽な受検
- ・ SNSの充実
- ・ 節目年齢での検診項目に追加
- ・ オンライン、SNSでの24時間相談窓口の設置
- ・ スーパー、コンビニ等での巡回検診

【啓発担当】

- ・ 検査を無料で受けられることの周知
- ・ 啓発資材を送付物に同封
- ・ 市町村広報ツールを用いた受検案内

3 肝炎コーディネーターとして今後やってみたいこと

【医療担当】

- ・ 他施設での活動状況の共有

- ・ 肝臓病教室やサロンに参加して患者の気持ちを理解して支援する
- ・ 自分自身がウイルス検査を受け、検査の実体験を含めて説明する

【啓発担当】

- ・ 治療方法や医療費助成の正しい知識をつける

4 その他、京都府への質問・要望等

【医療担当】

- ・ 活動事例の共有

【啓発担当】

- ・ 活動事例の共有

京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領 (改正案)

(目的)

第1条 この要領は、京都府肝炎コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、京都府の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下、「肝炎患者等」という。）が肝炎に関する制度等を理解して適切な肝炎医療や支援を受けられるように、人権を尊重し、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 京都府肝炎コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 京都府肝炎コーディネーターの主な活動内容は、京都府肝炎コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。なお、いずれの場合も特定事項への誘導は行わないこととする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関、
歯科診療所、薬局
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加
 - エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言
 - オ アからエまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村等の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

- (3) 民間企業及び団体、医療保険者等の職域機関
 - ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
 - イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
 - ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (4) 肝炎患者等及びその家族等
 - ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等への普及啓発
 - イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 府は、府内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村等の肝炎対策担当部署に京都府肝炎コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による京都府肝炎コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を京都府肝炎コーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村等で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者等又はその家族等その他肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 府又は京都府肝疾患診療連携拠点病院が実施する養成研修を受講し、かつ府が指定する試験に合格した者
 - (3) 京都府内に住所を有する者又は京都府内の施設、企業又は団体に勤務する者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、別表に掲げるとおりとする。

- 3 第1項に規定する要件を満たし、京都府肝炎コーディネーターとしての認定を希望するものは、京都府肝炎コーディネーター認定申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。
- 4 知事は、前項の申請を適当と認め、京都府肝炎コーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式第2号）及び認定カード（様式第3号）を交付し、京都府肝炎コーディネーター名簿に登録を行うものとする。
- 5 知事は、京都府肝炎コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。なお、第1号の規定により認定を取り消した場合はその旨を公表するものとする。
 - (1) 京都府肝炎コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由により京都府肝炎コーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
- 6 京都府肝炎コーディネーターの認定期間は認定を受けた日の属する年度の年度末から起算して3年後までとする。

なお、認定期間を終了する年度に再認定の手続きを行った者は、認定期間をその年度末から起算して3年後まで延長することができる。
- 7 京都府肝炎コーディネーターは認定期間中に、やむを得ない事情により活動の休止を希望する場合は知事に申し出ることとする。その場合、認定期間内に再度申し出があれば活動を再開することができる。

（技能向上及び活動支援）

第6条

- 1 府は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、京都府肝炎コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 府は肝炎コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、府や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

（守秘義務）

- 第7条 京都府肝炎コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

（その他）

- 第8条 この要領に定めるもののほか、京都府肝炎コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

(別表)

京都府肝炎コーディネーター養成研修標準プログラム

1 基礎編

時間	研修項目
10 分以上	京都府肝炎コーディネーターに期待される役割、心構え
30 分以上	肝疾患の基本的な知識
35 分以上	京都府の肝炎対策
	肝炎ウイルス検査
	医療費・検査費の助成制度
	医療提供体制
相談支援体制	
15 分以上	肝炎患者又はその家族からの講演

2 応用編

時間	研修項目
30 分以上	受講者の所属する機関に適した研修内容を行う

3 認定試験

(様式第1号)

京都府肝炎コーディネーター認定申請書

年 月 日

京都府知事 様

(氏名)

京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領第5条に定める認定を受けたく申請します。

なお、認定にあたっては、京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領に定めるところに従って適正な活動を行います。

記

ふりがな 氏名	
所属機関	(所在地) 〒 (機関名) (部署名)
	京都府ホームページで所属機関名を公開することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません ※公開の対象は所属機関名のみで氏名は公開しません。
職種	
研修受講日	
京都府の肝炎対策について、随時最新情報をお届けします。 <input type="checkbox"/> 所属機関への送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 自宅等への送付を希望する。 (送付先) 〒 _____	
<input type="checkbox"/> <u>メールでの送信を希望する。</u> メールアドレス： _____	
<u>※ドメイン指定受信設定をされている方は、@pref.kyoto.lg.jp からのメールを受信できるように設定願います。</u>	

(様式第2号)

第 号

〇〇 〇〇 (※氏名)

京都府肝炎コーディネーター認定証

あなたは、「京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領」に定める研修を受講されたので、京都府肝炎コーディネーターに認定します

年 月 日

京都府知事 〇 〇 〇 〇 印

<活動内容>

(要領第3条から配置される機関に応じて転記)

なお、特定事項への誘導は行わないこと

認定期間：令和 年 月 日まで

**私は、京都府の
肝炎コーディネーター
() 担当) です!**



**肝炎でお困りごとが
あればご相談ください!
氏名 _____**

【医療に関する相談】

〇〇病院 肝疾患相談センター

☎ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

△△病院 肝疾患相談センター

☎ △△△-△△△-△△△△

【助成制度に関する相談】

京都府健康福祉部健康対策課 ☎075-414-4739

有効期間： _____ まで

引き続き認定を希望する場合は再認定の手続きを行って下さい。

分野別施策及び目標

0. 背景

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	<p>○ 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者は、B型が110万人～120140万人、C型が90490万人～130230万人と推定されていますが、感染に気づいていない方が多く存在すると考えられています。</p>		<p>B型肝炎、C型肝炎 持続感染者（2015年） 約200～250万人（推計）※ （B型：約110～120万人、C型：約90～130万人）（推計）※ ※ 令和元年度厚生労働科学研究費補助金肝炎等克服政策研究事業田中班報告書</p>	<p>○ 近年では、若年層のB型肝炎患者数はB型肝炎母子感染予防対策等により、C型肝炎患者数は治療薬の進歩等により減少傾向にあるものの、全体のB型肝炎患者数は足元では増加傾向にある。また依然として、ウイルス性肝炎は肝炎患者の半数にのぼり、重症化しやすいため、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることには変わりはなく、対策の継続が必要である。【指針（通知）】</p>
B	<p>○ 肝炎（B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、症状が出ないこともありますが、放置すると肝硬変や肝がんへ進行するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりする等の治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんへ進行する前に適切な治療を受けることが重要です。</p>		<p>○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者数が少ない</p>	<p>○ 「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。【概要①、ポイント①】</p>
C	<p>○ これまで各市町村、医療関係者等と連携し肝炎対策を進めてきましたが、さらにこれからは、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である方のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を一層推進します。</p>		<p>○ PDCAサイクルの検証</p>	<p>○ 肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進する。【ポイント①】</p>

1. 肝炎対策の基本的な考え方

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合は速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。		(引き続き実施)	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。【概要③】
B	○ 検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路等、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。		(引き続き実施)	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。【概要②】
C	○ 肝炎対策の推進に当たっては、令和4年3月平成28年6月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎対策協議会での議論を踏まえ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関等の関係者が一体となって総合的な取組を一層推進する必要があります。		令和4年3月7日付け健発0307第1号厚生労働省健康局長通知「肝炎対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について（通知）」	<p>○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。【ポイント①】</p> <p>○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。【概要⑨】</p> <p>○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。【ポイント⑨】</p>

2. 感染予防

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけやタトゥーを入れる等、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。	○ 若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知する等、感染予防に必要な知識の普及啓発を地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し推進	○肝炎患者の高齢化 (高齢者にもわかりやすい啓発)	○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。【ポイント③】 感染予防の例：ピアスの穴あけやアートメイク (指針通知)
B	○ 医療現場において医療器具の消毒や滅菌等の感染防止策を徹底する必要があります。	○ 医療現場における感染防止策の徹底を推進	○医療従事者を対象とする啓蒙活動に検討の余地	(引き続き実施)
C	○ 母子感染対策では、妊婦健康診査によるB型肝炎抗原検査等の取組が実施されています。また、平成28年10月から乳児期のB型肝炎ワクチン定期接種が開始されたため、これらが確実に接種される必要があります。	○ 乳児に対するB型肝炎ワクチン定期接種を推進	(引き続き実施)	○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロンフリー治療等を推進していくこと。【概要②、ポイント②】

3. 検査実施体制

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	<p>○ 保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない方等、感染の事実を認識していない方が多数存在すると考えられることから、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、職域における検査の実施等、受検しやすい体制の整備も求められています。</p>	<p>○ 効果的な受検勧奨や、より受検しやすい体制の整備等、職域における各医療保険者との連携等、受検機会拡大に向けた取組をより一層推進</p>	<p>○ 職域検査の強化、プライバシーの配慮</p>	<p>○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。【概要③】</p> <p>○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。【概要③】</p>
B	<p>○ 受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨等、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。</p>	<p>○ 陽性者が確実に治療に結びつくよう、検査結果が陽性であった方に対し、市町村や医療関係者と連携して精密検査の受診勧奨を実施</p>	<p>(引き続き実施)</p>	<p>○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。【概要④】</p>
C	<p>○ 検査結果が陽性である方の早期かつ適切な精密検査受診を促すため、受診勧奨体制を整備することが必要です。</p>	<p>(同上)</p>	<p>(引き続き実施)</p>	<p>(引き続き実施)</p>

4. 医療提供体制

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。	○ 適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充 ○ 肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進	（引き続き実施）	○ 全ての肝炎患者等が継続かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。【概要④】
B	○ 核酸アナログ製剤及びインターフェロンフリー治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施する他、治療が必要な方に対し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。	○ 陽性者を早期治療に結びつけ重症化予防を図るため、定期検査の受診勧奨を行う体制の整備	○ 情報の受け手の理解	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。【ポイント④】
C	○ 重症化予防のための定期検査費用助成の実施等、確実に治療につながるよう、適切な受診を促す体制を整備することが必要です。	○ 治療が必要な方に対し、肝疾患専門医療機関等の情報を提供するとともに、医療費の助成事業を実施	（引き続き実施）	（引き続き実施）

5. 予防及び医療に関する人材の育成

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材（肝炎医療コーディネーター）の養成に努める必要があります。	○ 肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等ができる人材（肝炎医療コーディネーター）を新たに養成するための研修を実施	○ 活動支援 （京都府肝炎コーディネーター通信へ活動事例の記事掲載を計画）	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。【概要⑤】 ○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。【ポイント⑤】
B	・医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。	（同上）	（引き続き実施）	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。【概要⑦】 ○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。【ポイント⑦】

6. 啓発及び知識の普及等

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は未だ国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。	○ 肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、より効果的な方法を検討し、引き続き普及啓発活動を推進	(引き続き実施)	(引き続き実施)
B	○ 肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。	○ 肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進 ○ 肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、肝炎患者の就労支援を推進	○ 「人権尊重」の明示	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、 不当な差別を防ぎ 、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。【概要⑧】 ○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに 肝炎患者等の人権の尊重 に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。【ポイント⑧】 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。【概要⑨】 ○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。【概要④】

7. その他肝炎対策の推進

	計画（現行）	対策の方向（現行）	現状と課題	国（概要・改正ポイント）
A	○ 肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポート等相談支援体制の充実が必要です。	○ 肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進	(引き続き実施)	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。【概要⑨】
B	○ 肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。	(同上)	○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者数が少ない	○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。【概要⑨】
C	○ 取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行う等、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。	(同上)	(引き続き実施)	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。【概要⑥】 ○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。【ポイント⑥】

数値目標

	項目	計画策定時の数値	施策目標（令和5年度末まで）	現状値
A	肝がんの年齢調整罹患率（人口10万対）	17.2（平成25年度）	13.8	12.2（令和元年末）
B	無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	57（平成28年度末）	200	108（令和5年6月末）
C	肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	21市町村（平成29年度）	全26市町村	23市町村（令和3年度末） 3市村：府無料検査委託医療機関を紹介②、 勧奨が一巡①
D	肝炎患者に対し相談支援等を行う人材 （肝炎医療コーディネーター）を養成	0人（平成29年度末）	400人	251人（令和5年6月末）

京都府保健医療計画

平成 30 年 3 月

(令和 3 年 3 月改定)

京都府

目次

第1部 総論

第1章	計画策定の趣旨	P. 2
第2章	計画の性格と期間	P. 3
第3章	計画の基本方向	P. 4
第4章	医療圏の設定	P. 7
第5章	基準病床数	P. 9

第2部 各論

第1章 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備

1	保健医療従事者の確保・養成	P. 12
2	リハビリテーション体制の整備	P. 29

第2章 患者本位の安心・安全な医療体制の確立

1	医療の安全確保と質の向上、医療情報の提供	P. 33
2	小児医療	P. 36
3	周産期医療	P. 39
4	救急医療	P. 45
5	災害医療	P. 50
6	へき地医療	P. 55
7	在宅医療	P. 62
8	医薬品等の安全確保と医薬分業の推進	P. 68

第3章 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供

1	健康づくりの推進	P. 71
(1)	生活習慣の改善	P. 71
(2)	歯科保健対策	P. 87
(3)	母子保健対策	P. 91
(4)	青少年期の保健対策	P. 93
(5)	高齢期の健康づくり・介護予防	P. 94
2	特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策	P. 96
(1)	がん	P. 96
(2)	脳卒中	P. 105
(3)	心筋梗塞等の心血管疾患	P. 114
(4)	糖尿病	P. 121
(5)	精神疾患	P. 125
(6)	認知症	P. 137
3	様々な疾病や障害に係る対策の推進	P. 142
(1)	発達障害、高次脳機能障害対策	P. 142
(2)	難病、原爆被爆者、移植対策等（アレルギー、アスベスト）	P. 144
(3)	肝炎対策	P. 149
(4)	感染症対策	P. 152
(5)	健康危機管理	P. 156

第3部 計画の推進

第1章	計画の推進体制	P. 160
第2章	評価の実施	P. 162
第3章	計画に関する情報の提供	P. 163

(3) 肝炎対策

現状と課題

- 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者は、B型が110万人～140万人、C型が190万人～230万人と推定されていますが、感染に気づいていない方が多く存在すると考えられています。
- 肝炎(B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。)は、症状が出ないこともありますが、放置すると肝硬変や肝がんに行進するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりする等の治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに行進する前に適切な治療を受けることが重要です。
- これまで各市町村、医療関係者等と連携し肝炎対策を進めてきましたが、さらにこれからは、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である方のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を一層推進します。
- 肝炎対策の基本的な考え方
 - ・ 肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合には速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。
 - ・ 検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路等、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。
 - ・ 肝炎対策の推進に当たっては、平成28年6月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎対策協議会での議論を踏まえ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関等の関係者が一体となって総合的な取組を一層推進する必要があります。
- 感染予防
 - ・ 若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけやタトゥーを入れる等、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。
 - ・ 医療現場において医療器具の消毒や滅菌等の感染防止策を徹底する必要があります。
 - ・ 母子感染対策では、妊婦健康診査によるB型肝炎抗原検査等の取組が実施されています。また、平成28年10月から乳児期のB型肝炎ワクチン定期接種が開始されたため、これらが確実に接種される必要があります。
- 検査実施体制
 - ・ 保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない方等、感染の事実を認識していない方が多数存在すると考えられることから、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、職域における検査の実施等、受検しやすい体制の整備も求められています。

- ・受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨等、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。
- ・検査結果が陽性である方の早期かつ適切な精密検査受診を促すため、受診勧奨体制を整備することが必要です。

○ 医療提供体制

- ・全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。
- ・核酸アナログ製剤及びインターフェロンフリー治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施する他、治療が必要な方に対し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。
- ・重症化予防のための定期検査費用助成の実施等、確実に治療につながるよう、適切な受診を促す体制を整備することが必要です。

○ 予防及び医療に関する人材の育成

- ・肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材(肝炎医療コーディネーター)の養成に努める必要があります。
- ・医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。

○ 啓発及び知識の普及等

- ・肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は未だ国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。
- ・肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。

○ その他肝炎対策の推進

- ・肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポート等相談支援体制の充実が必要です。
- ・肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。
- ・取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行う等、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。

対策の方向

ポイント

★感染予防

- ・若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知する等、感染予防に必要な知識の普及啓発を地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し推進
- ・医療現場における感染防止策の徹底を推進
- ・乳児に対するB型肝炎ワクチン定期接種を推進

★肝炎検査

- ・効果的な受検勧奨や、より受検しやすい体制の整備等、職域における各医療保険者との連携等、受検機会拡大に向けた取組をより一層推進
- ・陽性者が確実に治療に結びつくよう、検査結果が陽性であった方に対し、市町村や医療関係者と連携して精密検査の受診勧奨を実施

★診療体制

- ・適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充
- ・肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進
- ・陽性者を早期治療に結びつけ重症化予防を図るため、定期検査の受診勧奨を行う体制の整備
- ・治療が必要な方に対し、肝疾患専門医療機関等の情報を提供するとともに、医療費の助成事業を実施

★肝炎の予防及び医療に関する人材の育成

- ・肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等ができる人材(肝炎医療コーディネーター)を新たに養成するための研修を実施
- ・肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施

★肝炎に関する啓発及び知識の普及等

- ・肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、より効果的な方法を検討し、引き続き普及啓発活動を推進
- ・肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進
- ・肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、肝炎患者の就労支援を推進

★相談支援体制の強化等

- ・肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進

成果指標

項目	現状値		目標値		出典
肝がんの年齢調整罹患率 (人口10万対)	17.2	H25年度 (2013年度)	13.8	2023年度	京都府がん実態調査報告書
無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	57	H28年度 (2016年度)	200	2023年度	京都府健康対策課調べ
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	21市町村	H29年度 (2017年度)	全市町村		
肝炎患者に対し相談支援等を行う人材(肝炎医療コーディネーター)を養成	0人	H29年度 (2017年度)	400人		



第30回 肝炎対策推進協議会

令和5年2月10日

資料2

肝炎対策の国及び各自治体の取組状況について

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

肝炎ウイルス検査の受検、受診及び受療の促進に係る周知

地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているところであるが、依然として・・・

- ✓ 肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、
 - ✓ 精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、
- 肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多く、より丁寧な普及啓発を行う必要。

肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して受検の勧奨及び普及啓発を行うとともに、検査結果が陽性である者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するための周知を行う。

(表) 【周知用リーフレット (厚生労働省作成)】 (裏)



【京都府の事例 (マンガによる周知)】



※三つ折りにし、ページが開くにつれて情報が展開。

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要

知って、肝炎

概要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」（平成23年5月16日制定、令和4年3月7日改正）に基づき（※）、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進するもの。**

（※）基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重」において、『肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1. 広報戦略の策定 | 5. パートナー企業・団体との活動 |
| 2. 情報発信（メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用） | 6. 広報技術支援（行政の広報施策のサポート） |
| 3. イベントの実施（日本肝炎デー関連イベント、集中広報の実施） | 7. 国民運動の効果検証 |
| 4. 大使・スペシャルサポーターの活動支援 | 8. 運営事務局の設置 |

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求（全ての国民が一度は受検する必要のある「**肝炎ウイルス検査**」の積極推進）

政策課題解決型の戦略的広報の展開

[令和4年度の主な活動]

(1) 全体イベントの実施

- ・7/25「知って、肝炎プロジェクト 世界・日本肝炎デー2022」開催

(2) 自治体・関係団体向けの啓発活動

- ・京都府・徳島県・愛媛県・熊本市・岡崎市における積極的広報の実施
- ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への訪問の実施
[39都道府県、33市町村、5団体を訪問（令和4年12月時点）]
（平成26年からの累計）

(3) 情報発信

- ・オフィシャルホームページの運用
- ・メディアを通じた広報（新聞、テレビ、ラジオ等への記事掲載や広告）
- ・ポスター・リーフレットの作成
- ・動画の作成

(4) その他

- ・パートナー企業・団体の支援
- ・「知って、肝炎プロモーター」の支援

[知って、肝炎プロジェクト スペシャルサポーター等]

（健康行政特別参与）杉 良太郎 （肝炎対策特別大使）伍代 夏子 （肝炎対策広報大使）徳光 和夫
（スペシャルサポーター）

朝日奈央、石川ひとみ、w-inds.千葉 涼平、AKB48、HKT48、EXILE TRIBE、SKE48、STU48、NMB48、NGT48、小橋 建太、コロッケ、島谷 ひとみ、清水 宏保、瀬川 瑛子、高島 礼子、高橋 みなみ、乃木坂46、野呂佳代、的場 浩司、山川 豊、山本 譲二

※五十音順（敬称略） 令和4年12月時点

積極的広報地域での取組 ー京都府

地元サッカーチームとのコラボ (9/10)

京都サンガF.C. × 「知って、肝炎プロジェクト」肝炎啓発イベント

出演者：中島颯太氏、瀬口黎弥氏

(FANTASTICS form EXILE TRIBE)

場所：かめきたサンガ広場、サンガスタジアム (亀岡市)



←試合前にステージイベントを実施

中島颯太氏



瀬口黎弥氏



←試合会場に啓発ブースを設置



ラジオ番組での啓発 (9/27 OA)

KBS 京都ラジオ「京都トークRUN」

出演者：桂 二葉氏 (落語家)、梶原誠氏 (KBSアナウンサー)



知事表敬訪問 (11/6)

出席者：

徳光和夫氏

伊藤義人氏 (京都府立医科大学大学院 教授)

妹尾浩氏 (京都大学大学院 教授)



健発0203第4号
令和5年2月3日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」の一部改正について（通知）

肝炎医療コーディネーターの養成は、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（平成29年4月25日付け健発0425第4号厚生労働省健康局長通知別紙）に基づき行われているところであるが、令和4年3月7日に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「指針」という。）第5（2）イにおいて、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされたことを踏まえ、今般、別紙新旧対照表のとおり一部改正したので、通知する。

各都道府県におかれては、別紙を参考の上、下記の内容を踏まえた肝炎医療コーディネーターに係る要綱等を作成し、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用を図っていただくようお願いする。また、肝炎医療コーディネーターの役割や活動内容については、必要に応じ、管内市区町村、肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）をはじめとした医療関係者、肝炎患者等の意見を聴いて、各都道府県の肝疾患診療体制の実情に応じたものとなるように工夫されたい。さらに、今後の肝炎対策や肝炎医療の進展、各都道府県における肝炎医療コーディネーターの養成や活用の状況を踏まえ、適宜見直しを行うようお願いする。

なお、肝炎医療コーディネーターの名称については、各都道府県において独自の名称を付けても差し支えないが、厚生労働省としては、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に行われるようにする役割を期待して、肝炎医療コーディネーターという名称としていることに留意されたい。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添える。

記

1. 基本的な考え方、目的等

各都道府県において、肝炎医療コーディネーターを養成し、住民の普及啓発、肝炎患者等やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝炎ウイルス検査の受検、検査で陽性となった者の受診、継続的な受療とフォローアップを促進して、肝硬変や肝がんへの移行を予防するなど、各都道府県の肝炎対策の推進に資するように、肝炎医療コーディネーターを養成及び活用する基本的な考え方や目的等を定める。

2. 基本的な役割及び活動内容

肝炎医療コーディネーターの役割として、地域や職域における肝炎への理解の浸透、肝炎患者やその家族からの相談に対する助言、行政や拠点病院などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性者等に対する専門医療機関の受診の勧奨、肝炎医療費助成や肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者等を支援する制度の説明などを定める。

医療機関や検診機関、保健所や市町村などの行政機関、民間企業や医療保険者などの職域の機関等配置場所に応じた具体的な活動内容を定めることが望ましい。

また、肝炎医療コーディネーターの連携を促進する方法として肝炎医療コーディネーター間の交流や情報交換の機会を設けること、肝炎医療コーディネーターの活動状況を把握する方法として配置機関から定期的な報告を求めることなどを検討し、定めることが望ましい。

3. 肝炎医療コーディネーターの配置場所

肝炎医療コーディネーターの配置場所として、拠点病院及び専門医療機関その他の医療機関、検診機関、保健所や市町村、薬局、障害福祉・介護事業所、民間企業や団体、医療保険者、患者団体などを定める。

また、各都道府県の実情に応じて、例えば、全ての拠点病院及び専門医療機関への配置を目指す、職域の機関に重点的に配置するといった配置の方針を示すことや具体的な配置機関数や配置人数の数値目標を設定することなどを定めることが望ましい。

4. 肝炎医療コーディネーターの養成及び技能向上（スキルアップ）の方法

肝炎医療コーディネーターの養成方法として、各都道府県又は各都道府県の委託を受けた拠点病院等で研修及び試験を実施し、認定証の交付や名簿への登録を行うことなどを定める。

また、以下を参考にして、研修の内容や習得すべき知識を定める。

- ① 肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
- ② 肝疾患の基本的な知識
- ③ 肝炎患者等に係る支援制度
- ④ 各都道府県の肝炎対策
- ⑤ 地域の肝疾患診療連携体制
- ⑥ 肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

さらに、肝炎医療コーディネーターの技能向上（スキルアップ）のため、研修会や情報交換会、情報提供などを行うことを定める。

5. その他

上記のほか、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に当たっては、指針第4（2）アにおいて、「地方公共団体及び拠点病院は、医療機関等と連携して、肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援することが重要である。」とされていることを踏まえ、各都道府県が必要と考える事項として、例えば、肝炎医療コーディネーターの活動の周知を図ること、肝炎医療コーディネーターが配置されている機関のリストを作成して公表すること、肝炎医療コーディネーターのバッジ等を作成すること、都道府県内での関係者の協力体制の構築及び患者団体との協力などを行うことを定めることが望ましい。

肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について 別紙 新旧対照表 (変更箇所は下線表示)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について</p> <p style="text-align: right;">令和5年2月3日 一部改正</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>○ <u>肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。</u></p> <p>○ <u>（削除）</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>○ <u>平成23年度の肝炎検査受検状況の実態調査では、肝炎ウイルス検査を受検したことがある者は国民の50%程度と推定され、更に、自覚的に受検した者は17%程度に留まっている。また、平成26年度の厚生労働科学研究で、肝炎ウイルス検査の結果が陽性であったにもかかわらず、医療機関に継続受診していない</u></p>

改正後	改正前
<p>○ 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号）では、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを肝炎対策全体の目標に掲げている。この目標を達成するためには、住民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査を受検すること（受検）、検査で陽性となった者が速やかに肝疾患に関する専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）を受診すること（受診）、適切な診療を継続して受けること（受療）が重要であり、また、行政や医療機関が<u>肝炎患者等の</u>状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うこと（フォローアップ）が必要である。</p> <p>○ このような「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進され、<u>肝炎患者等やその家族等</u>への支援が適切に行われるようにするため、肝炎医療コーディネーターは、その配置場所や職種などに応じて、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、地域や職域における肝炎への理解の浸透、<u>肝炎患者等やその家族等</u>からの相談に対する助言、行政や肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性等に対する専門医療機関の受診の勧奨、<u>肝炎治療特別促進事業（以下「肝炎医療費助成」という。）</u>や肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者等を支援する制度の説明を行うなど、都道府県が肝炎対策に係</p>	<p><u>者が 53 万人～120 万人いると推計されている。</u></p> <p>○ 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 28 年厚生労働省告示第 278 号）では、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを肝炎対策全体の目標に掲げている。この目標を達成するためには、住民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査の受検を促すこと（受検）、検査で陽性となった者が速やかに肝疾患に関する専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）を受診すること（受診）、適切な診療を継続して受けること（受療）が重要であり、また、行政や医療機関が<u>陽性者や患者</u>の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うこと（フォローアップ）が必要である。</p> <p>○ このような「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進され、<u>肝炎患者やその家族</u>への支援が適切に行われるようにするため、肝炎医療コーディネーターは、その配置場所や職種などに応じて、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、地域や職域における肝炎への理解の浸透、<u>肝炎患者やその家族</u>からの相談に対する助言、行政や肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性等に対する専門医療機関の受診の勧奨、<u>医療費助成などの制度</u>の説明を行うなど、都道府県が肝炎対策に係る計画等の内容に応じて養成及び活用を図るものとする。</p>

改正後	改正前
<p>る計画等の内容に応じて養成及び活用を図るものとする。</p> <p>○ <u>なお、最近では、肝炎患者等への支援が充実されるとともに、地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。これらの課題に留意しつつ、肝炎医療コーディネーターの活用を図ることとする。</u></p> <p>○ また、都道府県は、拠点病院や管内市町村等と相互に協力して、肝炎医療コーディネーターの活動支援、技能向上（スキルアップ）、連携の強化などについて主導的な役割を果たし、活躍の推進に取り組むことが求められる。</p> <p>○ さらに、都道府県は、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、<u>肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要である。</u></p>	<p>○ また、都道府県は、拠点病院や管内市町村等と相互に協力して、肝炎医療コーディネーターの活動支援、技能向上（スキルアップ）、連携の強化などについて主導的な役割を<u>果たす</u>ことが求められる。</p>

改正後	改正前
<p>2. 肝炎医療コーディネーターを配置する目的及び意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎に関する知識を有する肝炎医療コーディネーターを、医療機関や保健所をはじめとして身近な地域や職域に配置することにより、<u>肝炎患者等やその家族等</u>への情報提供などの支援をきめ細かく行うとともに、<u>肝炎への理解や正しい知識</u>を社会に広げる基盤が構築されることが期待される。 ○ 肝炎ウイルス検査の受検、<u>肝炎患者等</u>の専門医療機関への受診や受療を促進するためには、かかりつけ医や保健師といった専門職や、地域や職域の身近な人たちによる働きかけが重要だと考えられている。肝炎医療コーディネーターが、その役割を担い、住民や<u>肝炎患者等</u>などに直接働きかけること及び様々な機関に配置された肝炎医療コーディネーターが相互に連携して、専門医療機関、行政機関などへ橋渡ししていくことにより、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に進み、肝硬変や肝がんへの移行をさせないことが期待される。 ○ 更に、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、<u>肝炎への理解や正しい知識</u>を社会に広げる基盤が構築されることにより、<u>肝炎患者等への偏見や差別</u>の解消に繋がることも期待される。<u>偏見や差別</u>により、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が妨げられないようにするという視点を持つことも重要である。 	<p>2. 肝炎医療コーディネーターを配置する目的及び意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎に関する知識を有する肝炎医療コーディネーターを、医療機関や保健所をはじめとして身近な地域や職域に配置することにより、<u>肝炎患者やその家族等</u>への情報提供などの支援をきめ細かく行うとともに、<u>肝炎への理解</u>を社会に広げる基盤が構築されることが期待される。 ○ 肝炎ウイルス検査の受検、<u>検査の陽性者や肝炎患者</u>の専門医療機関への受診や受療を促進するためには、かかりつけ医や保健師といった専門職や、地域や職域の身近な人たちによる働きかけが重要だと考えられている。肝炎医療コーディネーターが、その役割を担い、住民や<u>肝炎患者</u>などに直接働きかけること及び様々な機関に配置された肝炎医療コーディネーターが相互に連携して、専門医療機関、行政機関などへ橋渡ししていくことにより、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に進み、肝硬変や肝がんへの移行をさせないことが期待される。 ○ 更に、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、<u>肝炎への理解</u>を社会に広げる基盤が構築されることにより、<u>肝炎患者への差別や偏見</u>の解消に繋がることも期待される。<u>差別や偏見</u>により、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が妨げられないようにするという視点を持つことも重要である。

改正後	改正前
<p>3. 肝炎医療コーディネーターの基本的な役割及び活動内容等</p> <p>(1) 基本的な役割及び活動内容</p> <p>○ 肝炎医療コーディネーターには様々な役割が考えられるが、肝炎医療コーディネーターの配置場所や職種などに応じて、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」の流れの中で、役割分担と連携を行うものであることを考慮して活動内容を考えることが大切であり、必要と考えられる主な活動内容の例は以下のとおりである。これらの例を参考にして、各都道府県で、<u>肝炎患者等</u>や医療関係者などの意見を聴いて、具体的な活動内容の設定をお願いする。配置場所や職種などに応じて異なる名称を付けることや研修の内容を変えることをしても差し支えない。</p> <p>① 拠点病院、<u>専門医療機関</u>その他の医療機関及び検診機関に配置された肝炎医療コーディネーター</p> <p>(医師、<u>歯科医師</u>、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等)</p> <p>ア 基本的な役割</p> <p><u>肝炎患者等</u>が安心して医療を受けられるように、主に保健医療や生活に関する情報提供や相談支援、フォローアップなどを行うとともに、行政や職場などとの連携の窓口となる。</p>	<p>3. 肝炎医療コーディネーターの基本的な役割及び活動内容等</p> <p>(1) 基本的な役割及び活動内容</p> <p>○ 肝炎医療コーディネーターには様々な役割が考えられるが、肝炎医療コーディネーターの配置場所や職種などに応じて、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」の流れの中で、役割分担と連携を行うものであることを考慮して活動内容を考えることが大切であり、必要と考えられる主な活動内容の例は以下のとおりである。これらの例を参考にして、各都道府県で、<u>肝炎患者</u>や医療関係者などの意見を聴いて、具体的な活動内容の設定をお願いする。配置場所や職種などに応じて異なる名称を付けることや研修の内容を変えることをしても差し支えない。</p> <p>① 拠点病院その他の医療機関及び検診機関に配置された肝炎医療コーディネーター</p> <p>(医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等)</p> <p>ア 基本的な役割</p> <p><u>肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者</u>が安心して医療を受けられるように、主に保健医療や生活に関する情報提供や相談支援、フォローアップなどを行うとともに、行政や職場などとの連携の窓口となる。</p>

改正後	改正前
<p>イ 具体的な活動内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎医療に係る情報、知識等の説明、肝炎ウイルス検査の受検案内 ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、専門医療機関の紹介 ・ 抗ウイルス治療後も含めた継続受診の重要性（ウイルス排除後も発がんリスクがあることなど）の説明 ・ <u>肝炎患者等やその家族等</u>への生活面での助言、服薬や栄養の指導 ・ <u>初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、身体障害者手帳等の制度</u>の説明や行政窓口の案内 ・ C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内 ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内 ・ 医療機関職員向けの勉強会の開催 ・ 拠点病院などで実施する<u>市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン</u>などへの参加 ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知 <p>② 保健所や市町村に配置された肝炎医療コーディネーター（保健師その他の保健医療関係職種、行政職員等）</p> <p>ア 基本的な役割</p>	<p>イ 具体的な活動内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎医療に係る情報、知識等の説明、肝炎ウイルス検査の受検案内 ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、専門医療機関の紹介 ・ 抗ウイルス治療後も含めた継続受診の重要性（ウイルス排除後も発がんリスクがあることなど）の説明 ・ <u>肝炎患者やその家族</u>への生活面での助言、服薬や栄養の指導 ・ <u>定期検査費や医療費の助成、身体障害者手帳等の制度</u>の説明や行政窓口の案内 ・ C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内 ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内 ・ 医療機関職員向けの勉強会の開催 ・ 拠点病院などで実施する<u>肝臓病教室や患者サロン</u>などへの参加 ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知 <p>② 保健所や市町村に配置された肝炎医療コーディネーター（保健師その他の保健医療関係職種、行政職員等）</p> <p>ア 基本的な役割</p>

改正後	改正前
<p>肝炎対策全般についての普及啓発や情報提供を行い、拠点病院その他の地域や職域における関係機関と連携して、受検、受診、受療を促進するとともに、行政によるフォローアップに従事する。</p> <p>イ 具体的な活動内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎に係る基本的知識の説明や肝炎ウイルス検査の受検勧奨 ・ 肝炎ウイルス検査が受けられる医療機関及び検診機関の紹介 ・ 拠点病院や肝疾患相談支援センター、専門医療機関の紹介 ・ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施 ・ <u>初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、身体障害者手帳等の制度の案内</u> ・ B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内や感染予防に関する啓発・指導 ・ C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内 ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内 ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知 	<p>肝炎対策全般についての普及啓発や情報提供を行い、拠点病院その他の地域や職域における関係機関と連携して、受検、受診、受療を促進するとともに、行政によるフォローアップに従事する。</p> <p>イ 具体的な活動内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎に係る基本的知識の説明や肝炎ウイルス検査の受検勧奨 ・ 肝炎ウイルス検査が受けられる医療機関及び検診機関の紹介 ・ 拠点病院や肝疾患相談支援センター、専門医療機関の紹介 ・ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施 ・ <u>定期検査費や医療費の助成、身体障害者手帳等の制度の案内</u> ・ B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内や感染予防に関する啓発・指導 ・ C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内 ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内 ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

改正後	改正前
<p>③ 民間企業や医療保険者など職域に配置された肝炎医療コーディネーター (健康管理担当者、人事労務担当者、社会保険労務士など)</p> <p>ア 基本的な役割 職域における肝炎ウイルス検査の受検を促進するとともに、<u>肝炎患者等</u>が治療と仕事を両立しやすい職場環境の形成に努める。</p> <p>イ 具体的な活動内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主、管理・人事部門への肝炎に関する情報提供 ・ 従業員等への肝炎の基本的知識に関する普及啓発 ・ 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等 ・ <u>肝炎患者等</u>が治療を受けながら仕事を続けるための助言や職域と患者の就労配慮等（相談窓口の案内等） ・ 拠点病院に設置される肝疾患相談支援センターなどの相談支援窓口の紹介 ・ <u>初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内</u> ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知 <p>④ 上記以外に配置された肝炎医療コーディネーター (患者会会員、薬局や障害福祉・介護事業所の職員、自治会</p>	<p>③ 民間企業や医療保険者など職域に配置された肝炎医療コーディネーター (健康管理担当者、人事労務担当者、社会保険労務士など)</p> <p>ア 基本的な役割 職域における肝炎ウイルス検査の受検を促進するとともに、<u>肝炎患者</u>が治療と仕事を両立しやすい職場環境の形成に努める。</p> <p>イ 具体的な活動内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主、管理・人事部門への肝炎に関する情報提供 ・ 従業員等への肝炎の基本的知識に関する普及啓発 ・ 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等 ・ <u>肝炎患者</u>が治療を受けながら仕事を続けるための助言や職域と患者の就労配慮等（相談窓口の案内等） ・ 拠点病院に設置される肝疾患相談支援センターなどの相談支援窓口の紹介 ・ <u>定期検査費や医療費の助成、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内</u> ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知 <p>④ 上記以外に配置された肝炎医療コーディネーター (患者会会員、薬局や障害福祉・介護事業所の職員、自治会</p>

改正後	改正前
<p>会員など)</p> <p>ア 基本的な役割</p> <p>身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、<u>肝炎患者等やその家族等</u>などの相談を受けて医療機関や行政機関への橋渡し役となる。<u>患者会会員等においては、肝炎患者等やその家族等の経験や思いに共感し、当事者の視点で、橋渡し役となることが期待される。</u></p> <p>イ 具体的な活動内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民、入所者等への肝炎の基本的な知識に関する普及啓発 ・ 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等 ・ 肝炎に関する情報の入手先の案内 ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知 <p>○ 上記に例示された肝炎医療コーディネーターの活動には、それぞれの医療職種や行政職員としての本来業務、本来業務に付随若しくは関連する業務又は本来業務とは直接の関係なく自主的に行う活動が含まれている。まずは、本来業務において肝炎の知識を十分に活かした患者支援を行うことが大切である。</p> <p>○ 肝炎医療コーディネーターの中には、医療職種や行政職員など法令上の守秘義務が課されている者と守秘義務が課されていない者がいる。守秘義務が課されていない肝炎医療コーディネ</p>	<p>会員など)</p> <p>ア 基本的な役割</p> <p>身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、<u>肝炎患者やその家族</u>などの相談を受けて医療機関や行政機関への橋渡し役となる。</p> <p>イ 具体的な活動内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民、入所者等への肝炎の基本的な知識に関する普及啓発 ・ 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等 ・ 肝炎に関する情報の入手先の案内 ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知 <p>○ 上記に例示された肝炎医療コーディネーターの活動には、それぞれの医療職種や行政職員としての本来業務、本来業務に付随若しくは関連する業務又は本来業務とは直接の関係なく自主的に行う活動が含まれている。まずは、本来業務において肝炎の知識を十分に活かした患者支援を行うことが大切である。</p> <p>○ 肝炎医療コーディネーターの中には、医療職種や行政職員など法令上の守秘義務が課されている者と守秘義務のない者がいる。守秘義務のない肝炎医療コーディネーターの役割は、一般</p>

改正後	改正前
<p>ーターの役割は、一般的な普及啓発等が中心となることに留意されたい。肝炎医療コーディネーターが知り得た個人情報については、その取扱いに十分配慮するように研修を行うこと。</p> <p>(2) 連携の促進</p> <p>○ 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが、他の肝炎医療コーディネーターと必要に応じて連携できるように、<u>拠点病院を含む関係者</u>の間で肝炎医療コーディネーターの名簿を共有すること、研修等の機会に連携の意義や方法を説明すること及び肝炎医療コーディネーターの交流や情報交換の機会を設けることなどの工夫をされたい。</p> <p>(3) 活動状況の把握</p> <p>○ 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが配置されている保健所、市町村、拠点病院、専門医療機関その他の機関から定期的に報告を求めるなどして、肝炎医療コーディネーターの活動状況を把握するように努め、肝炎医療コーディネーターの活動支援や技能向上（スキルアップ）に活用することが望ましい。</p> <p>4. 肝炎医療コーディネーターの配置場所の目安</p> <p>○ 各都道府県の拠点病院及び専門医療機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に肝炎医療コーディネーターを配置するように努めていただきたい。</p>	<p>的な普及啓発等が中心となることに留意されたい。肝炎医療コーディネーターが知り得た個人情報については、その取扱いに十分配慮するように研修を行うこと。</p> <p>(2) 連携の促進</p> <p>○ 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが、他の肝炎医療コーディネーターと必要に応じて連携できるように、関係者の中で肝炎医療コーディネーターの名簿を共有すること、研修等の機会に連携の意義や方法を説明すること及び肝炎医療コーディネーターの交流や情報交換の機会を設けることなどの工夫をされたい。</p> <p>(3) 活動状況の把握</p> <p>○ 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが配置されている保健所、市町村、拠点病院、専門医療機関その他の機関から定期的に報告を求めるなどして、肝炎医療コーディネーターの活動状況を把握するように努め、肝炎医療コーディネーターの活動支援や技能向上（スキルアップ）に活用することが望ましい。</p> <p>4. 肝炎医療コーディネーターの配置場所の目安</p> <p>○ 各都道府県の拠点病院及び専門医療機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に肝炎医療コーディネーターを配置するように努めていただきたい。</p>

改正後	改正前
<p>○ このほか、各都道府県における<u>肝炎患者等やその家族等</u>の利便性、地域や職域での普及啓発の取組、肝疾患診療連携体制の在り方などを考慮し、拠点病院及び専門医療機関以外の医療機関、検診機関、薬局、障害福祉・介護事業所、民間の企業や団体、医療保険者、患者団体など、身近な地域や職域に肝炎医療コーディネーターを配置することが望ましい。</p> <p>○ なお、医療機関については、肝炎の治療を行う医療機関だけでなく、かかりつけ医と専門医との連携を促進する観点から、その他の診療科（例えば、治療等の前や妊娠時に肝炎ウイルス検査を実施することが多い眼科、整形外科、産科など）にも配置することが望ましい。</p> <p>○ 上記を参考としつつ、各都道府県の実情に応じた肝炎医療コーディネーターの配置について、肝炎対策に係る計画や要綱等で方針又は目標等を示すとともに、配置状況を定期的に確認し、均てん化を目指すことが望ましい。</p> <p>5. 肝炎医療コーディネーターの養成</p> <p>(1) 対象者</p> <p>○ 肝炎医療コーディネーターは、医師、<u>歯科医師</u>、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーその他の保健医療<u>福祉</u>関係職種、都道府県や市町村の職員（保健師など）、民間の企業や団体の健康管理担当者（産業医、衛生管理者</p>	<p>○ このほか、各都道府県における<u>肝炎患者やその家族</u>の利便性、地域や職域での普及啓発の取組、肝疾患診療連携体制の在り方などを考慮し、拠点病院及び専門医療機関以外の医療機関、検診機関、薬局、障害福祉・介護事業所、民間の企業や団体、医療保険者、患者団体など、身近な地域や職域に肝炎医療コーディネーターを配置することが望ましい。</p> <p>○ なお、医療機関については、肝炎の治療を行う医療機関だけでなく、かかりつけ医と専門医との連携を促進する観点から、その他の診療科（例えば、治療等の前や妊娠時に肝炎ウイルス検査を実施することが多い眼科、整形外科、産科など）にも配置することが望ましい。</p> <p>○ 上記を参考としつつ、各都道府県の実情に応じた肝炎医療コーディネーターの配置について、肝炎対策に係る計画や要綱等で方針又は目標等を示すとともに、配置状況を定期的に確認し、均てん化を目指すことが望ましい。</p> <p>5. 肝炎医療コーディネーターの養成</p> <p>(1) 対象者</p> <p>○ 肝炎医療コーディネーターは、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーその他の保健医療関係職種、都道府県や市町村の職員（保健師など）、民間の企業や団体の健康管理担当者（産業医、衛生管理者など）などが参</p>

改正後	改正前
<p>など)、<u>患者会会員</u>などが参加すると想定されるが、資格や経験について要件を設ける必要はない。</p> <p>○ なお、<u>肝炎患者等</u>や<u>その家族等</u>が肝炎医療コーディネーターとなり、<u>経験や思いに共感し</u>、<u>当事者の視点</u>で支援にあたることも有意義と考えられる。</p> <p>(2) 内容</p> <p>○ 肝炎医療コーディネーターの研修内容（習得事項）として考えられるものは、概ね以下の通りである。なお、地域の実情に応じて、職種や活動内容により柔軟に設定して良いものとし、研修のカリキュラムにおいては、①から⑥までの各項目を統合、分割等しても構わないものとする。</p> <p>① 肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>肝炎患者等</u>に対してきめ細かな情報提供や助言を行うような心がけとともに、関係機関への橋渡し役になるという意識を持てるようにする。 ・ 各都道府県の肝炎対策の目標、各都道府県における「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」の流れの全体像を把握した上で、配置場所や職種などに応じて果たすべき役割や連携の方法を理解する。これにより肝炎医療コーディネーターがやりがいを感じられるようにすることも大切である。 ・ <u>肝炎患者等</u>に対する偏見や差別を解消するためには、肝 	<p>加すると想定されるが、資格や経験について要件を設ける必要はない。</p> <p>○ なお、<u>肝炎患者</u>や<u>その家族</u>が肝炎医療コーディネーターとなり、<u>当事者の視点</u>で支援にあたることも有意義と考えられる。</p> <p>(2) 内容</p> <p>○ 肝炎医療コーディネーターの研修内容（習得事項）として考えられるものは、概ね以下の通りである。なお、地域の実情に応じて、職種や活動内容により柔軟に設定して良いものとし、研修のカリキュラムにおいては、①から⑤までの各項目を統合、分割等しても構わないものとする。</p> <p>① 肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>肝炎患者</u>や<u>肝炎ウイルス検査陽性者等</u>に対してきめ細かな情報提供や助言を行うような心がけとともに、関係機関への橋渡し役になるという意識を持てるようにする。 ・ 各都道府県の肝炎対策の目標、各都道府県における「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」の流れの全体像を把握した上で、配置場所や職種などに応じて果たすべき役割や連携の方法を理解する。これにより肝炎医療コーディネーターがやりがいを感じられるようにすることも大切である。

改正後	改正前
<p><u>炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。<u>当事者の視点で支援にあたることも有意義であることから、患者やその家族等の話を直接聞く機会を設けることなども積極的に検討されたい。あわせて、患者の権利擁護、偏見や差別防止とともに、個人情報の取扱いについても理解する。</u> <p>② 肝疾患の基本的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎、非アルコール性脂肪肝炎（NASH）、肝硬変、肝がんなどの肝疾患について、感染予防法、病態、検査（肝炎ウイルス検査や肝機能検査の見方など）や治療法などの基本的な知識を習得する。 <p>③ <u>肝炎患者等に係る支援制度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者等を支援する制度について、概要や窓口などの基本的知識を習得する。</u> <u>併せて、高額療養費制度、障害者施策、治療と仕事の両立のための職場制度（休暇・休職制度や患者に配慮した短時</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。<u>患者の権利擁護、差別や偏見の防止とともに、個人情報の取扱いについても理解する。必要に応じ、患者やその家族の話を直接聞く機会を設けることなども検討されたい。</u> <p>② 肝疾患の基本的な知識</p> <ul style="list-style-type: none"> B型肝炎、C型肝炎、非アルコール性脂肪肝炎（NASH）、肝硬変、肝がんなどの肝疾患について、感染予防法、病態、検査（肝炎ウイルス検査や肝機能検査の見方など）や治療法などの基本的な知識を習得する。

改正後	改正前
<p><u>間勤務などの制度等など) についても基本的な知識を習得する。</u></p> <p>④ 各都道府県の肝炎対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県の肝炎対策に係る計画と目標を把握する。また、その背景として、可能な範囲で各都道府県の疫学(患者数の動向等)、地域の特性や課題についても習得する。 B型肝炎ワクチン定期接種、肝炎ウイルス検査の実施体制(市町村含む)、B型肝炎特措法やC型肝炎救済特措法の相談窓口など、都道府県における肝炎対策全般について理解する。 <p><u>・(削除)</u></p> <p>⑤ 地域の肝疾患診療連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県内の拠点病院(肝疾患相談支援センター)、専門医療機関の役割や配置状況、かかりつけ医との連携の在り方などを習得する。 <p>⑥ 肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 受検や受診の勧奨、<u>肝炎患者等やその家族等</u>への相談支援、<u>市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン</u>での対応等の具体的な方法を習得する。 	<p>③ 各都道府県の肝炎対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県の肝炎対策に係る計画と目標を把握する。また、その背景として、可能な範囲で各都道府県の疫学(患者数の動向等)、地域の特性や課題についても習得する。 B型肝炎ワクチン定期接種、肝炎ウイルス検査の実施体制(市町村含む)、<u>初回精密検査費、定期検査費や医療費の助成などの患者支援施策、</u>B型肝炎特措法やC型肝炎救済特措法の相談窓口など肝炎対策全般について理解する。 <u>併せて、高額療養費制度、障害者施策、治療と仕事の両立のための職場制度(休暇・休職制度や患者に配慮した短時間勤務などの制度等など) についても基本的な知識を習得する。</u> <p>④ 地域の肝疾患診療連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県内の拠点病院(肝疾患相談支援センター)、専門医療機関の役割や配置状況、かかりつけ医との連携の在り方などを習得する。 <p>⑤ 肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 受検や受診の勧奨、<u>肝炎患者やその家族</u>への相談支援、<u>肝臓病教室や患者サロン</u>での対応等の具体的な方法を習得する。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎医療コーディネーターとして活動している者の体験談などを通じて、実際に現場で起きている対応が難しい事例についても実践的に学ぶことで、あらゆる現場のニーズに臨機応変に対応できる能力を身につけることが望ましい。 <p>(3) 肝炎医療コーディネーターの認定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県又は都道府県より委託された拠点病院等で基本的知識や各種情報の習得に係る研修などを行い、試験などにより習得状況の確認を行うことが望ましい。なお、活動場所や活動内容によって習得を求められる内容は異なるので、都道府県及び都道府県より委託された拠点病院等で協議し対応すること。なお、研修等修了者への修了証や認定証等の交付やバッジなどの表示に関する工夫も検討していただきたい。 ○ また、肝炎医療コーディネーターの認定を定期的に更新することや、コーディネーターをとりまとめる働きを行うコーディネーターなど役割等に応じた上位の資格を設けることについても、適宜検討されたい。 <p>(4) 活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、肝炎医療コーディネーターの名簿を作成し、厳重に管理する。名簿については、個人情報の取扱に配慮しつつ、本人の了解を得た上で、管内市町村、<u>拠点病院</u>、<u>専門医療機関</u>、肝炎医療コーディネーター相互などで共有することも検討され 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎医療コーディネーターとして活動している者の体験談などを通じて、実際に現場で起きている対応が難しい事例についても実践的に学ぶことで、あらゆる現場のニーズに臨機応変に対応できる能力を身につけることが望ましい。 <p>(3) 肝炎医療コーディネーターの認定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県又は都道府県より委託された拠点病院等で基本的知識や各種情報の習得に係る研修などを行い、試験などにより習得状況の確認を行うことが望ましい。なお、活動場所や活動内容によって習得を求められる内容は異なるので、都道府県及び都道府県より委託された拠点病院等で協議し対応すること。なお、研修等修了者への修了証や認定証等の交付やバッジなどの表示に関する工夫も検討していただきたい。 ○ また、肝炎医療コーディネーターの認定を定期的に更新することや、コーディネーターをとりまとめる働きを行うコーディネーターなど役割等に応じた上位の資格を設けることについても、適宜検討されたい。 <p>(4) 活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、肝炎医療コーディネーターの名簿を作成し、厳重に管理する。名簿については、個人情報の取扱に配慮しつつ、本人の了解を得た上で、管内市町村、<u>専門医療機関</u>、肝炎医療コーディネーター相互などで共有することも検討されたい。

改正後	改正前
<p>たい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県(保健所等)、都道府県から委託を受けた拠点病院は、肝炎医療コーディネーターの活動を支援するため、情報の提供、活動の案内、相談や助言、研修などで主導的な役割を果たすとともに、<u>肝炎医療コーディネーター相互の情報共有や連携</u>、<u>肝臓専門医</u>などとの協力が図られるように配慮していただきたい。 ○ 肝炎医療コーディネーターが所属している機関が、組織として、肝炎医療コーディネーターの活動を理解し、支えることが重要であるため、都道府県等は、所属機関の理解を得られるようお願いしますよう努める。 ○ 肝炎医療コーディネーターの養成や活動に際しては、厚生労働省や肝炎情報センターのホームページに掲載されている各種資料や感染予防ガイドラインなどの資材、肝炎対策推進協議会の資料等を適宜活用されたい。肝炎情報センターでは、全国の肝炎医療コーディネーターの取組や活動支援の事例などを共有し、提供することとしているので、参照されたい。 <p>6. 肝炎医療コーディネーターの技能向上(スキルアップ)</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎医療コーディネーター養成研修の修了証又は認定証等を授与された者。なお、都道府県の判断により、それ以外の肝炎医 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県(保健所等)、都道府県から委託を受けた拠点病院は、肝炎医療コーディネーターの活動を支援するため、情報の提供、活動の案内、相談や助言、研修などで主導的な役割を果たすとともに、肝炎医療コーディネーター相互の<u>連携</u>や<u>肝臓専門医</u>などとの協力が図られるように配慮していただきたい。 ○ 肝炎医療コーディネーターが所属している機関が、組織として、肝炎医療コーディネーターの活動を理解し、支えることが重要であるため、都道府県等は、所属機関の理解を得られるよう努めるようお願いします。 ○ 肝炎医療コーディネーターの養成や活動に際しては、厚生労働省や肝炎情報センターのホームページに掲載されている各種資料や感染予防ガイドラインなどの資材、肝炎対策推進協議会の資料等を適宜活用されたい。肝炎情報センターでは、全国の肝炎医療コーディネーターの取組や活動支援の事例などを共有し、提供することとしているので、参照されたい。 <p>6. 肝炎医療コーディネーターの技能向上(スキルアップ)</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎医療コーディネーター養成研修の修了証又は認定証等を授与された者。なお、都道府県の判断により、それ以外の肝炎医

改正後	改正前
<p>療に携わる者等を対象にしても差し支えない。</p> <p>(2) 内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県又は都道府県から委託を受けた拠点病院等は、以下の内容について、研修会や情報交換会の開催及び文書やインターネットを活用した情報提供を行うことなどにより、肝炎医療コーディネーターの継続的な技能向上（スキルアップ）を図るように努めること。 ① 肝炎医療に関する専門的な知識や最新の医療内容、肝炎に係る制度や施策の動向（上記5（2）と比べて、より専門性の高い内容や最新の情報とするなどの区別をすること） ② 肝炎医療コーディネーター相互の好事例や工夫に関する情報交換、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に進むように肝炎医療コーディネーターが連携していくための交流機会の提供 ③ 患者団体の活動への参加など、<u>肝炎患者等やその家族等</u>の立場や考えに触れる機会の提供 <p>7. 肝炎医療コーディネーターの活動の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎医療コーディネーターの活動内容が、<u>肝炎患者等やその家族等</u>、医療機関、民間の企業や団体、地域住民に広く知られ、活動への理解が図られるように、都道府県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図って 	<p>療に携わる者等を対象にしても差し支えない。</p> <p>(2) 内容の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県又は都道府県から委託を受けた拠点病院等は、以下の内容について、研修会や情報交換会の開催及び文書やインターネットを活用した情報提供を行うことなどにより、肝炎医療コーディネーターの継続的な技能向上（スキルアップ）を図るように努めること。 ① 肝炎医療に関する専門的な知識や最新の医療内容、肝炎に係る制度や施策の動向（上記5（2）と比べて、より専門性の高い内容や最新の情報とするなどの区別をすること） ② 肝炎医療コーディネーター相互の好事例や工夫に関する情報交換、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に進むように肝炎医療コーディネーターが連携していくための交流機会の提供 ③ 患者団体の活動への参加など、<u>肝炎患者やその家族</u>の立場や考えに触れる機会の提供 <p>7. 肝炎医療コーディネーターの活動の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎医療コーディネーターの活動内容が、<u>肝炎患者やその家族</u>、医療機関、民間の企業や団体、地域住民に広く知られ、活動への理解が図られるように、都道府県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図っていた

改正後	改正前
<p>いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、肝炎医療コーディネーターが配置されている医療機関、行政機関などのリストを作成して公表することや、これらの場所に肝炎医療コーディネーターが配置されている旨の掲示を行うことなども検討されたい。 ○ 肝炎医療コーディネーターは、地域住民や<u>肝炎患者等</u>や<u>その家族等</u>などに肝炎医療コーディネーターと判るようにバッジなどを活用し、周知を図ることも検討されたい。 	<p>だきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、肝炎医療コーディネーターが配置されている医療機関、行政機関などのリストを作成して公表することや、これらの場所に肝炎医療コーディネーターが配置されている旨の掲示を行うことなども検討されたい。 ○ 肝炎医療コーディネーターは、地域住民や<u>肝炎患者</u>やその家族などに肝炎医療コーディネーターと判るようにバッジなどを活用し、周知を図ることも検討されたい。

肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について

令和5年2月3日

一部改正

1. 基本的な考え方

- 肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。
- 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第278号）では、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを肝炎対策全体の目標に掲げている。この目標を達成するためには、住民や関係者に肝炎への基本的な理解を広め、肝炎ウイルス検査を受検すること（受検）、検査で陽性となった者が速やかに肝疾患に関する専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）を受診すること（受診）、適切な診療を継続して受けること（受療）が重要であり、また、行政や医療機関が肝炎患者等の状況を把握して、必要な情報提供、受診や受療の勧奨等を行うこと（フォローアップ）が必要である。
- このような「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進され、肝炎患者等やその家族等への支援が適切に行われるようにするため、肝炎医療コーディネーターは、その配置場所や職種などに応じて、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、地域や職域における肝炎への理解の浸透、肝炎患者等やその家族等からの相談に対する助言、行政や肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）などの相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検の勧奨、陽性者等に対する専門医療機関の受診の勧奨、肝炎治療特別促進事業（以下「肝炎医療費助成」という。）や肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者等を支援する制度の説明を行うなど、都道府県が肝炎対策に係る計画等の内容に応じて養成及び活用を図るものとする。
- なお、最近では、肝炎患者等への支援が充実されるとともに、地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とす

る者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。これらの課題に留意しつつ、肝炎医療コーディネーターの活用を図ることとする。

- また、都道府県は、拠点病院や管内市町村等と相互に協力して、肝炎医療コーディネーターの活動支援、技能向上（スキルアップ）、連携の強化などについて主導的な役割を果たし、活躍の推進に取り組むことが求められる。
- さらに、都道府県は、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要である。

2. 肝炎医療コーディネーターを配置する目的及び意義

- 肝炎に関する知識を有する肝炎医療コーディネーターを、医療機関や保健所をはじめとして身近な地域や職域に配置することにより、肝炎患者等やその家族等への情報提供などの支援をきめ細かく行うとともに、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることが期待される。
- 肝炎ウイルス検査の受検、肝炎患者等の専門医療機関への受診や受療を促進するためには、かかりつけ医や保健師といった専門職や、地域や職域の身近な人たちによる働きかけが重要だと考えられている。肝炎医療コーディネーターが、その役割を担い、住民や肝炎患者等などに直接働きかけること及び様々な機関に配置された肝炎医療コーディネーターが相互に連携して、専門医療機関、行政機関などへ橋渡ししていくことにより、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に進み、肝硬変や肝がんへの移行をさせないことが期待される。
- 更に、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることにより、肝炎患者等への偏見や差別の解消に繋がることも期待される。偏見や差別により、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が妨げられないようにするという視点を持つことも重要である。

3. 肝炎医療コーディネーターの基本的な役割及び活動内容等

(1) 基本的な役割及び活動内容

- 肝炎医療コーディネーターには様々な役割が考えられるが、肝炎医療コーディネーターの配置場所や職種などに応じて、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」の流れの中で、役割分担と連携を行うものであることを考慮して活動内容を考えることが大切であり、必要と考えられる主な活動内容の例は以下のとおりである。これらの例を参考にして、各都道府県で、肝炎患者等や医療関係者などの意見を聴いて、具体的な活動内容の設定をお願いする。配置場所や職種などに応じて異なる名称を付けることや研修の内容を変えることをしても差し支えない。

- ① 拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関に配置された肝炎医療コ

ーディネーター

(医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーをはじめとする医療従事者や医療機関職員等)

ア 基本的な役割

肝炎患者等が安心して医療を受けられるように、主に保健医療や生活に関する情報提供や相談支援、フォローアップなどを行うとともに、行政や職場などとの連携の窓口となる。

イ 具体的な活動内容の例

- ・ 肝炎医療に係る情報、知識等の説明、肝炎ウイルス検査の受検案内
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨、専門医療機関の紹介
- ・ 抗ウイルス治療後も含めた継続受診の重要性（ウイルス排除後も発がんリスクがあることなど）の説明
- ・ 肝炎患者等やその家族等への生活面での助言、服薬や栄養の指導
- ・ 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内
- ・ C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内
- ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内
- ・ 医療機関職員向けの勉強会の開催
- ・ 拠点病院などで実施する市民公開講座、肝臓病教室、患者サロンなどへの参加
- ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知

② 保健所や市町村に配置された肝炎医療コーディネーター

(保健師その他の保健医療関係職種、行政職員等)

ア 基本的な役割

肝炎対策全般についての普及啓発や情報提供を行い、拠点病院その他の地域や職域における関係機関と連携して、受検、受診、受療を促進するとともに、行政によるフォローアップに従事する。

イ 具体的な活動内容の例

- ・ 肝炎に係る基本的知識の説明や肝炎ウイルス検査の受検勧奨
- ・ 肝炎ウイルス検査が受けられる医療機関及び検診機関の紹介
- ・ 拠点病院や肝疾患相談支援センター、専門医療機関の紹介
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施
- ・ 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、身体障害者手帳等の制度の案内
- ・ B型肝炎ワクチン定期接種の説明・案内や感染予防に関する啓発・指導

- ・ C型肝炎訴訟やB型肝炎訴訟に関する窓口案内
 - ・ 仕事や育児と治療の両立支援相談に関する窓口案内
 - ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知
- ③ 民間企業や医療保険者など職域に配置された肝炎医療コーディネーター
(健康管理担当者、人事労務担当者、社会保険労務士など)
- ア 基本的な役割
- 職域における肝炎ウイルス検査の受検を促進するとともに、肝炎患者等が治療と仕事を両立しやすい職場環境の形成に努める。
- イ 具体的な活動内容の例
- ・ 事業主、管理・人事部門への肝炎に関する情報提供
 - ・ 従業員等への肝炎の基本的知識に関する普及啓発
 - ・ 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等
 - ・ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための助言や職域と患者の就労配慮等（相談窓口の案内等）
 - ・ 拠点病院に設置される肝疾患相談支援センターなどの相談支援窓口の紹介
 - ・ 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、身体障害者手帳等の制度の説明や行政窓口の案内
 - ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知
- ④ 上記以外に配置された肝炎医療コーディネーター
(患者会会員、薬局や障害福祉・介護事業所の職員、自治会会員など)
- ア 基本的な役割
- 身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、肝炎患者等やその家族等などの相談を受けて医療機関や行政機関への橋渡し役となる。患者会会員等においては、肝炎患者等やその家族等の経験や思いに共感し、当事者の視点で、橋渡し役となることが期待される。
- イ 具体的な活動内容の例
- ・ 住民、入所者等への肝炎の基本的な知識に関する普及啓発
 - ・ 肝炎ウイルス検査の受検案内、相談受付先の案内等
 - ・ 肝炎に関する情報の入手先の案内
 - ・ 地域や職域における啓発行事への参加、啓発行事の周知
- 上記に例示された肝炎医療コーディネーターの活動には、それぞれの医療職種や行政職員としての本来業務、本来業務に付随若しくは関連する業務又は本来業務とは直接の関係なく自主的に行う活動が含まれている。まずは、本来業務において肝炎の知識を十分に活かした患者支援を行うことが大切である。
- 肝炎医療コーディネーターの中には、医療職種や行政職員など法令上の守秘義務が課されている者と守秘義務が課されていない者がいる。守秘義務が課されていない肝

炎医療コーディネーターの役割は、一般的な普及啓発等が中心となることに留意されたい。肝炎医療コーディネーターが知り得た個人情報については、その取扱いに十分配慮するように研修を行うこと。

(2) 連携の促進

- 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが、他の肝炎医療コーディネーターと必要に応じて連携できるように、拠点病院を含む関係者の間で肝炎医療コーディネーターの名簿を共有すること、研修等の機会に連携の意義や方法を説明すること及び肝炎医療コーディネーターの交流や情報交換の機会を設けることなどの工夫をされたい。

(3) 活動状況の把握

- 各都道府県においては、肝炎医療コーディネーターが配置されている保健所、市町村、拠点病院、専門医療機関その他の機関から定期的に報告を求めるなどして、肝炎医療コーディネーターの活動状況を把握するように努め、肝炎医療コーディネーターの活動支援や技能向上（スキルアップ）に活用することが望ましい。

4. 肝炎医療コーディネーターの配置場所の目安

- 各都道府県の拠点病院及び専門医療機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に肝炎医療コーディネーターを配置するよう努めていただきたい。
- このほか、各都道府県における肝炎患者等やその家族等の利便性、地域や職域での普及啓発の取組、肝疾患診療連携体制の在り方などを考慮し、拠点病院及び専門医療機関以外の医療機関、検診機関、薬局、障害福祉・介護事業所、民間の企業や団体、医療保険者、患者団体など、身近な地域や職域に肝炎医療コーディネーターを配置することが望ましい。
- なお、医療機関については、肝炎の治療を行う医療機関だけでなく、かかりつけ医と専門医との連携を促進する観点から、その他の診療科（例えば、治療等の前や妊娠時に肝炎ウイルス検査を実施することが多い眼科、整形外科、産科など）にも配置することが望ましい。
- 上記を参考としつつ、各都道府県の実情に応じた肝炎医療コーディネーターの配置について、肝炎対策に係る計画や要綱等で方針又は目標等を示すとともに、配置状況を定期的に確認し、均てん化を目指すことが望ましい。

5. 肝炎医療コーディネーターの養成

(1) 対象者

- 肝炎医療コーディネーターは、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、医療ソーシャルワーカーその他の保健医療福祉関係職種、都道府県や市町村の職員（保健師など）、民間の企業や団体の健康管理担当者（産業医、衛生管理者

など)、患者会会員などが参加すると想定されるが、資格や経験について要件を設ける必要はない。

- なお、肝炎患者等やその家族等が肝炎医療コーディネーターとなり、経験や思いに共感し、当事者の視点で支援にあたることも有意義と考えられる。

(2) 内容

- 肝炎医療コーディネーターの研修内容（習得事項）として考えられるものは、概ね以下の通りである。なお、地域の実情に応じて、職種や活動内容により柔軟に設定して良いものとし、研修のカリキュラムにおいては、①から⑥までの各項目を統合、分割等しても構わないものとする。

① 肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え

- ・ 肝炎患者等に対してきめ細かな情報提供や助言を行うような心がけとともに、関係機関への橋渡し役になるという意識を持てるようにする。
- ・ 各都道府県の肝炎対策の目標、各都道府県における「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」の流れの全体像を把握した上で、配置場所や職種などに応じて果たすべき役割や連携の方法を理解する。これにより肝炎医療コーディネーターがやりがいを感じられるようにすることも大切である。
- ・ 肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。
- ・ 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。当事者の視点で支援にあたることも有意義であることから、患者やその家族等の話を直接聞く機会を設けることなども積極的に検討されたい。あわせて、患者の権利擁護、偏見や差別防止とともに、個人情報の取扱いについても理解する。

② 肝疾患の基本的な知識

- ・ 肝炎、非アルコール性脂肪肝炎（NASH）、肝硬変、肝がんなどの肝疾患について、感染予防法、病態、検査（肝炎ウイルス検査や肝機能検査の見方など）や治療法などの基本的な知識を習得する。

③ 肝炎患者等に係る支援制度

- ・ 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者等を支援する制度について、概要や窓口などの基本的知識を習得する。
- ・ 併せて、高額療養費制度、障害者施策、治療と仕事の両立のための職場制度（休暇・休職制度や患者に配慮した短時間勤務などの制度等など）についても基本的な知識を習得する。

④ 各都道府県の肝炎対策

- ・ 各都道府県の肝炎対策に係る計画と目標を把握する。また、その背景として、可能な範囲で各都道府県の疫学（患者数の動向等）、地域の特性や課題についても習得する。
- ・ B型肝炎ワクチン定期接種、肝炎ウイルス検査の実施体制（市町村含む）、B型肝炎特措法やC型肝炎救済特措法の相談窓口など、都道府県における肝炎対策全般について理解する。

⑤ 地域の肝疾患診療連携体制

- ・ 都道府県内の拠点病院（肝疾患相談支援センター）、専門医療機関の役割や配置状況、かかりつけ医との連携の在り方などを習得する。

⑥ 肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

- ・ 受検や受診の勧奨、肝炎患者等やその家族等への相談支援、市民公開講座、肝臓病教室、患者サロンでの対応等の具体的な方法を習得する。
- ・ 肝炎医療コーディネーターとして活動している者の体験談などを通じて、実際に現場で起きている対応が難しい事例についても実践的に学ぶことで、あらゆる現場のニーズに臨機応変に対応できる能力を身につけることが望ましい。

(3) 肝炎医療コーディネーターの認定方法

- 都道府県又は都道府県より委託された拠点病院等で基本的知識や各種情報の習得に係る研修などを行い、試験などにより習得状況の確認を行うことが望ましい。なお、活動場所や活動内容によって習得を求められる内容は異なるので、都道府県及び都道府県より委託された拠点病院等で協議し対応すること。なお、研修等修了者への修了証や認定証等の交付やバッジなどの表示に関する工夫も検討していただきたい。
- また、肝炎医療コーディネーターの認定を定期的に更新することや、コーディネーターをとりまとめる働きを行うコーディネーターなど役割等に応じた上位の資格を設けることについても、適宜検討されたい。

(4) 活動支援

- 都道府県は、肝炎医療コーディネーターの名簿を作成し、厳重に管理する。名簿については、個人情報の取扱に配慮しつつ、本人の了解を得た上で、管内市町村、拠点病院、専門医療機関、肝炎医療コーディネーター相互などで共有することも検討されたい。
- 都道府県（保健所等）、都道府県から委託を受けた拠点病院は、肝炎医療コーディネーターの活動を支援するため、情報の提供、活動の案内、相談や助言、研修などで主導的な役割を果たすとともに、肝炎医療コーディネーター相互の情報共有や連携、肝臓専門医などとの協力が図られるように配慮していただきたい。
- 肝炎医療コーディネーターが所属している機関が、組織として、肝炎医療コーディネーターの活動を理解し、支えることが重要であるため、都道府県等は、所属機関の

理解を得られるようお願いするよう努める。

- 肝炎医療コーディネーターの養成や活動に際しては、厚生労働省や肝炎情報センターのホームページに掲載されている各種資料や感染予防ガイドラインなどの資材、肝炎対策推進協議会の資料等を適宜活用されたい。肝炎情報センターでは、全国の肝炎医療コーディネーターの取組や活動支援の事例などを共有し、提供することとしているので、参照されたい。

6. 肝炎医療コーディネーターの技能向上（スキルアップ）

（1）対象者

- 肝炎医療コーディネーター養成研修の修了証又は認定証等を授与された者。なお、都道府県の判断により、それ以外の肝炎医療に携わる者等を対象にしても差し支えない。

（2）内容の例

- 各都道府県又は都道府県から委託を受けた拠点病院等は、以下の内容について、研修会や情報交換会の開催及び文書やインターネットを活用した情報提供を行うことなどにより、肝炎医療コーディネーターの継続的な技能向上（スキルアップ）を図るように努めること。
 - ① 肝炎医療に関する専門的な知識や最新の医療内容、肝炎に係る制度や施策の動向（上記5（2）と比べて、より専門性の高い内容や最新の情報とするなどの区別をすること）
 - ② 肝炎医療コーディネーター相互の好事例や工夫に関する情報交換、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が円滑に進むように肝炎医療コーディネーターが連携していくための交流機会の提供
 - ③ 患者団体の活動への参加など、肝炎患者等やその家族等の立場や考えに触れる機会の提供

7. 肝炎医療コーディネーターの活動の周知

- 肝炎医療コーディネーターの活動内容が、肝炎患者等やその家族等、医療機関、民間の企業や団体、地域住民に広く知られ、活動への理解が図られるように、都道府県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図っていただきたい。
- また、肝炎医療コーディネーターが配置されている医療機関、行政機関などのリストを作成して公表することや、これらの場所に肝炎医療コーディネーターが配置されている旨の掲示を行うことなども検討されたい。
- 肝炎医療コーディネーターは、地域住民や肝炎患者等やその家族等などに肝炎医療コーディネーターと判るようにバッジなどを活用し、周知を図ることも検討されたい。

〇〇県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱（例）

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇県肝炎医療コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、〇〇県の肝炎対策を推進することを目的とする。

（基本的な役割）

第2条

- 1 〇〇県肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 〇〇県肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

（活動内容）

第3条 〇〇県肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、〇〇県肝炎医療コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業、医療保険者等の職域機関
 - ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発

- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発

- イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 ○○県肝炎医療コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に○○県肝炎医療コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による○○県肝炎医療コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 県は、○○県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 県は、○○県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を○○県肝炎医療コーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 県が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) ○○県肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
 - (2) 肝疾患の基本的な知識
 - (3) 肝炎患者等に係る支援制度

(4) 県の肝炎対策

(5) 地域の肝疾患診療連携体制

(6) 〇〇県肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

- 3 知事は、第1項の規定により〇〇県肝炎医療コーディネーターの認定を行ったときは、認定証及び認定バッジ等を交付し、〇〇県肝炎医療コーディネーター名簿に登録を行うものとする。
- 4 知事は、〇〇県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証及び認定バッジ等を返納しなければならない。
 - (1) 〇〇県肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由により〇〇県肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
(技能向上及び活動支援)

第6条

- 1 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、〇〇県肝炎医療コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県は肝炎医療コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。
(守秘義務)

第7条 〇〇県肝炎医療コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。
(その他)

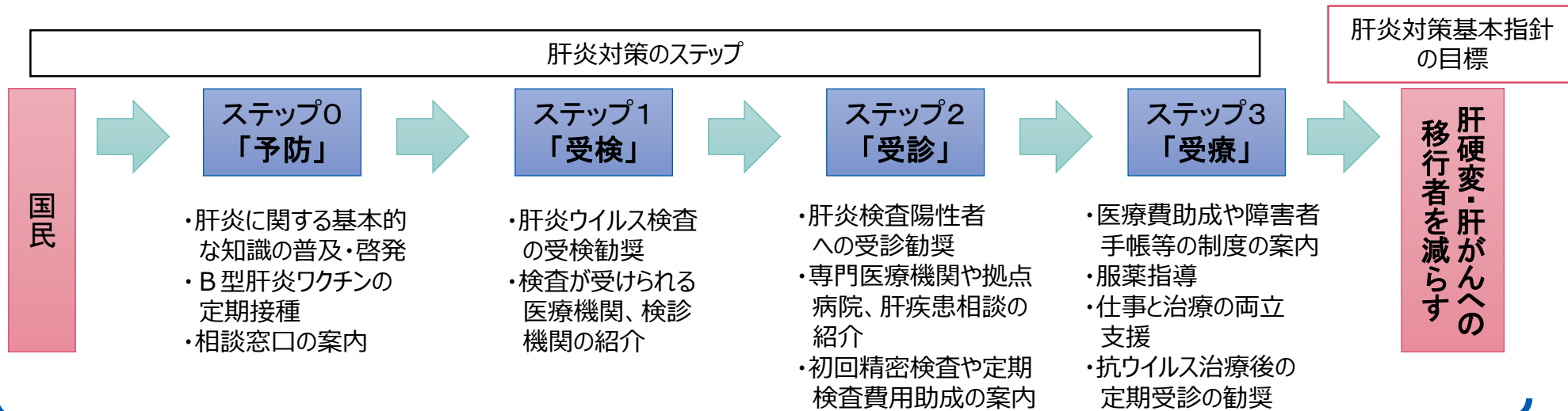
第8条 この要綱に定めるもののほか、〇〇県肝炎医療コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）参照



1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

肝炎医療コーディネーター

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

第29回 肝炎対策推進協議会

令和4年3月18日

資料1

肝炎対策基本指針について

令和4年3月7日改正

厚生労働省 健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、
要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

- 公表
 - 少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更
- 9つの項目に関して取り組む内容を規定
- ・基本的な方向 ・肝炎予防 ・肝炎検査 ・肝炎医療体制
 - ・人材育成 ・調査研究 ・医薬品研究 ・啓発人権
 - ・その他重要事項

肝炎対策基本指針の改正経過

- **令和3年1月15日 第25回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針の概要とこれまでの主な取組状況
 - ・ 改正に係る今後のスケジュールについて
- **令和3年5月21日 第26回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針の見直しに向けた議論（委員・参考人からの報告等）
 - ・ 委員からの指針の改正に関する提案
- **令和3年9月1日 第27回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針見直しの方針（案）を提示
 - ・ 指針見直しの方針（案）に関する議論
- **令和3年11月12日 第28回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針の改正のポイント（案）を提示
 - ・ 指針の新旧対照表（案）を提示
 - ・ 指針の新旧対照表（案）に関する議論
- **令和3年12月28日～令和4年1月24日パブリック・コメント募集**
- **令和4年3月7日 改正肝炎対策基本指針告示**

肝炎対策基本指針の概要

事項	項目	主な内容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロンフリー治療等を推進していくこと。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。 ○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。 ○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。 ○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。 41

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項目	改正のポイント
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。 ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンプリー治療等の推進に引き続き取り組む。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項目	改正のポイント
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

健発0307第1号
令和4年3月7日

各
〔 都道府県知事
市町村長 殿
特別区長 〕

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

肝炎対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について
(通知)

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき策定された、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「肝炎対策基本指針」という。）については、同条第5項において、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、肝炎対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和4年3月7日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第4条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づいた肝炎総合対策の実施に取り組むようお願いする。

また、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが重要であるため、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第9条第5項の規定に基づき、肝炎対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

肝炎対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ B型肝炎に対する根治薬の開発及びC型肝炎の抗ウイルス療法の活用に

より、肝炎ウイルスを高い確率で体外に排除することを可能にし、「肝炎の完全な克服」を目指すこと

- 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であり、関係者が地域の実情や特性に応じた取組を推進することが必要であること
- 肝炎ウイルス検査を受けたことがない人に対する効果的な広報に取り組むこと
- 国は、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ事業における都道府県と市町村間の情報共有の実態を調査し、好事例の横展開等の施策を検討すること
- 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成や、その活動状況の把握、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めること
- 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を推進すること
- 国は、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進めること

等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和4年3月7日）

以上

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

平成 23 年 5 月 16 日策定

平成 28 年 6 月 30 日改正

令和 4 年 3 月 7 日改正

目次

- 第 1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第 2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第 3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第 4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第 5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第 6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第 7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第 8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第 9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、脂肪性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めてきた。近年では、若年層のB型肝炎患者数はB型肝炎母子感染予防対策等により、C型肝炎患者数は治療薬の進歩等により減少傾向にあるものの、全体のB型肝炎患者数は足元では増加傾向にある。また依然として、ウイルス性肝炎は肝炎患者の半数にのぼり、重症化しやすいため、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることに変わりはなく、対策の継続が必要である。

近年の国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、平成 14 年度からのC型肝炎等緊急総合対策の開始、平成 19 年度からの都道府県の選定による肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備等の取組を進めてきた。

また、平成 20 年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の 5 本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。

さらに、研究分野に関しては、平成 23 年 12 月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究 10 カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。C型肝炎はインターフェロンフリー治療薬の開発により、高い確率でウイルスの排除が可能になった一方で、C型肝炎ウイルス排除後の発がん等へ

の対応は引き続き必要である。また、B型肝炎はいまだにウイルスを排除できる根治薬がなく、その研究開発の継続が必要である。

最近では、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）への支援が充実されるとともに、地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。特に、我が国における肝炎患者等が高齢化していることを踏まえ、高齢者にも分かりやすい、より丁寧な普及啓発を行う必要がある。

また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎患者等に対する不当な差別が存在することが指摘されている。さらに、地域の実情に応じた肝炎対策を策定及び実施する地方公共団体における取組の継続は重要である。このような状況を改善し、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、引き続き、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。

加えて、世界保健機関（WHO）が、公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を令和12年までに目指すことを持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する目標として掲げている。公衆衛生上は、現在、C型肝炎はウイルス排除薬の開発により、その撲滅が視野に入る状況となってきたが、B型肝炎に対する根治薬の開発及び既に実用化されているC型肝炎の抗ウイルス療法の活用により、肝炎ウイルスを高い確率で体外に排除することを可能にし、「肝炎の完全な克服」を目指すことが必要である。

本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とするものである。

なお、我が国では、現在、肝炎に罹患した者に占める患者数の多さから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が依然として重要な課題となっている。このため、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（1） 基本的な考え方

ア 肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進

行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。したがって、国は、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定する。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解及び協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。

なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。

イ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。

(2) 肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査の未受検者が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。その実現に向けては、肝炎ウイルス検査の受検の必要性について、広く国民に普及啓発を行うと同時に、年齢等に焦点を絞って普及啓発を行うことも重要である。

このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して受検の勧奨及び普及啓発を行うことが必要であるが、引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するためのフォローアップ体制の整備に重点的に取り組んでいくことが必要である。

また、従来は、肝炎患者等は治療と就労の両立が困難であったが、医療の進歩により心身などへの負担がより少ない治療が可能となったため、治療と就労

の両立に向けたより一層の普及啓発を行うことが重要である。

(3) 適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。そのため、医療機関においては、肝炎は症状が進行しなければ自覚症状が乏しいことが多いこと、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の事情を認識して肝炎患者等に接することが必要である。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図るとともに、ICTの活用等による地域連携の強化に向けた研究を推進する必要がある。

また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。また、抗ウイルス療法は、結果的にウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面もある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。

(4) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても、各地域により異なる肝炎医療等の現状と課題を踏まえて進める必要がある。

(5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、

肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。

また、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識を普及し、これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要である。

さらに、肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。肝炎患者等の人権尊重について取組を推進することは、感染症患者全体の偏見や差別の解消に資するものであり、国は、このような観点から、地方公共団体、学校教育関係者及び患者団体等の様々な関係者と連携し、その方策の検討を進める必要がある。

(6) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、引き続き取組を推進する必要がある。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。

また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、これらの対策の効果検証を行うとともに、引き続きこの取組を進める。

さらに、B型肝炎ウイルスの感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。C型肝炎については、ウイルス排除が可能となったことから、二次感染予防の観点からもインターフェロンフリー治療等の推進に取り組む。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。また、医療機関に対して、標準的な感染予防策の重要性について改めて周知を行う。

イ 国は、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を幅広く進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。

ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。

エ 国は、地方公共団体と協力して、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図る。

オ 国は、地方公共団体と協力して、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等を引き続き推進する。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、検査結果の取扱いに留意する必要があるため、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること等から、実態を把握することは困難な状況にある。

しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ及び肝炎ウイルス検査に係る普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であることから、地方公共団体での肝炎ウイルス検査の受検者数等の肝炎ウイルス検査等の実施状況を把握するための調査及び研究が引き続き必要である。

また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。

また、研究の成果も踏まえ、受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進める

とともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある。

また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやICTの活用、各都道府県の肝疾患センターや地方公共団体からの肝炎ウイルス検査の未受検者に対する肝炎に関する正しい知識の普及啓発や受検勧奨等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。

さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、肝炎ウイルス検査に関する最新の知見についての研修や情報提供を適切に行う必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率や検査後の受診状況等について把握するための調査及び研究を引き続き行う。

イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となっていて行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査の実施とその体制の整備を要請する。地方公共団体は、例えば肝炎医療コーディネーター等を活用した普及啓発等の個別の受検勧奨等を進めるとともに、医療機関への委託検査や出張型検診等、利便性に配慮した体制の整備を図る。国は、これらの地方公共団体の取組に対して、研究班での成果等を踏まえ必要な支援を行う。

ウ 国及び地方公共団体は、相互に協力して、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図る。

エ 国は、多様な検査機会の確保の観点から、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき行われる健康診査等及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき行われる健康診断時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組む。

また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。

オ 国、国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。

カ 国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、

医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。

キ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。肝炎ウイルス検査の陽性者や肝炎患者等が適切な医療を受けるためには、陽性者及び肝炎患者等自身が診療についての一般的な知識を持つことが必要である。

このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方に基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要がある。また、拠点病院等の支援を行うため、肝炎情報センターは、肝炎医療に携わる者に対する研修の実施や情報提供、相談支援等を行うとともに、必要な調査や提言等を行う。

また、都道府県は、その区域内の市区町村と適切な情報交換を行うとともに、医療機関及び保険者等の地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。

あわせて、国は、都道府県と市区町村間のフォローアップ事業における情報共有の実態を調査しつつ、その好事例を展開する等の施策を検討するとともに、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。受検、受診、受療及びフォローアップの全体的な状況について、網羅的なデータを把握することは困難ではあるものの、都道府県や市区町村との連携を深め、引き続き把握に取り組む。

さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証するとともに、必要に応じて情報交換を行いながら実施する必要がある。

また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。また、就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。

また、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。また、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組む。さらに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成と活躍を推進する。

また、地方公共団体及び拠点病院は、医療機関等と連携して、肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援することが重要である。この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。

また、都道府県等は、肝炎に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、例えば肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等の作成、配布及び活用の促進等を行う。専門医療機関は、提供された情報に基づき、適切な肝炎医療の提供に取り組む。国は、各都道府県等の取組を情報収集し、必要な情報提供を行う等、こうした都道府県等の取組を支援する。

イ 拠点病院は、都道府県での肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、地方公共団体と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者等が地域で良質かつ適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組む。国、都道府県及び肝炎情報センターは、こうした拠点病院の取組に対して必要な支援を行う。

ウ 都道府県は、肝炎対策の推進に係る計画等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組む。

エ 都道府県は、地域の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等その他の関係者で協議を行う場を設けるとともに、その適切な実施及び運営を図ることが重要である。また、拠点病院は、拠点病院等連絡協議会等

で患者の意見を聴取する機会を持つこと等、患者の意見を把握する方策について検討し、必要な対応を行う。

オ 国は、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめるとともに、地方公共団体、拠点病院等が、こうした情報を医療保険者、事業主等へ提供できるよう、技術的支援等を行う。あわせて、国は、健康管理に携わる者を通して、肝炎患者等に対し適切な情報提供が図られるような取組を推進する。

カ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。

キ 国は、研究班の成果や各地域での取組を踏まえつつ、地域の特性に応じ、肝炎患者等が適切な医療を受けられる診療連携体制の強化のための取組を支援する。

ク 国は、肝炎への理解を図るための知識や取組事例等を踏まえた肝炎患者等に対する望ましい配慮のあり方について、事業主等に対して分かりやすく啓発するための検討を引き続き行う。国は、その成果を活用し、地方公共団体及び拠点病院とも連携しながら、事業主等へ普及啓発を行う。

ケ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。

コ 国は、抗ウイルス療法に対する肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査・定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の利用が促進されるよう、より効果的な周知の方策について引き続き検討を行う。

サ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院、専門医療機関等の情報及び拠点病院等において対応可能である新たな抗ウイルス療法も含めた肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、可能な限り迅速に周知を図る。

シ 肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、地域の実情に応じてICTの活用等必要な取組を検討し、適切な相談体制の整備を図る。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。

このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する的確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎情報センター及び拠点病院が中心となって、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保等を図ることが必要である。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。また、肝炎患者等が適切な環境で適切な医療を受けられるよう、医療機関に対して標準的な感染予防策の重要性について改めて周知を行う。

イ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成と活躍の推進に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。また、地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要である。

ウ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。

エ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を

行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、受検、受診及び受療の促進等について、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化の観点も踏まえた行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。

また、「肝炎研究推進戦略」に基づき、特に、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発、C型肝炎のウイルス排除後の病態や診療のあり方等、肝炎医療の進捗を踏まえた研究内容の重点化を図るとともに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）と協力しながら、研究実績を総合的に評価及び検証する。

また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。

さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、必要に応じてAMEDの協力を得ながら、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。なお、研究成果の公表に当たっては偏見や差別を招くことのないよう、十分に配慮するものとする。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、B型肝炎の創薬実用化研究を盛り込んだ「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価及び検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。

イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。

ウ 国は、肝炎対策の推進に資することを目的に、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止に資する研究、肝炎ウイルス検査受検促進及び検査結果が陽性である者への効率的なフォローアップに関する研究、医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究、地域における病診連携の推進に資する研究、職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究、肝硬変、肝がん等の病態別の実態を把握するための研究、肝炎患者等に対する偏見や差別並びにその被害の防止に資する研究、地域や職域等での肝炎ウイルス検査や検査後の受診状況等の実態把握と今後の在り方に関する研究、肝炎について理解を深めるための普及啓発方法に関する研究及び肝炎対策の効果検証に資する指標に関する研究等の行政的な課題を解決するための研究を「肝炎研究推進戦略」に位置

付け、これらの研究を実施する。

エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究が促進され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進する。さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。

イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。

ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。

エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。

オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、いまだ国民に十分に浸透したとは言えない状況にある。こうした中において、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患

者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。

その際、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月1日閣議決定）において、「感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである」とされていることにも十分配慮するものとする。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国、地方公共団体等は、毎年七月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行う。あわせて、国及び地方公共団体が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他の関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。

イ 国は、地方公共団体と連携しながら、あらゆる世代の国民が肝炎に係る正しい知識を持ち、肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別の解消に資するよう、一層強力に普及啓発を行う。

ウ 近年、我が国における感染事例の報告が増加してきているジェノタイプAのB型肝炎ウイルスによる急性肝炎は、成人期の感染でも肝炎が遷延して慢性化しやすいことに鑑み、国及び地方公共団体は、国民に対し、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴開けやタトゥー（刺青）、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があること等、必要な普及啓発を行う。

エ 国は、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を幅広く進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。

オ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と早期の受診・受療の必要性等、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の観点も含め、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行う。

カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力も受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。

- キ 国及び肝炎情報センターは、地域の医療機関が肝炎に係る情報提供を受けられるよう、拠点病院等に対し適切な研修や情報提供等を行うものとする。
- ク 肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、都道府県及び拠点病院は、相互に連携の上、市区町村、医療機関等の関係者の協力を得ながら、拠点病院の肝疾患相談センターも含めた窓口の設置状況等の周知を図る。
- ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。
- コ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、これまでの研究成果を基に、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
- サ 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

ア 今後の取組の方針について

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。

イ 今後取組が必要な事項について

- (ア) 都道府県、拠点病院等は、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。
- (イ) 肝炎情報センターは、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、適切に情報提供を行うようにする。
- (ウ) 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。

- ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究推進戦略」に基づく研究を推進する。あわせて、肝炎情報センター、拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修及び情報提供等を推進する。
- イ 都道府県、拠点病院等は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。
- ウ 平成 22 年度から、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）における身体障害として、障害認定の対象とされている肝臓機能障害については、平成 28 年度に認定基準の見直しが行われ、要件の緩和及び対象の拡大がなされたところであり、引き続きその認定状況の把握を行う。障害認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。
- エ 国は、平成 30 年 12 月から開始された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、令和 3 年 4 月に行われた見直しの内容及びその実施状況を踏まえながら、当該事業のより効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、引き続き検討を行う。

（3） 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

- ア 都道府県においては、肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号。（4）及び（5）において「法」という。）の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。このため、国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、これらの関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図るよう促す。また、都道府県は、その実施状況の把握、評価及び見直しを実施することが重要である。

また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。この際、地域の実情に応じ、保健所等の活用を図ることも重要である。

なお、国及び肝炎情報センターは、地方公共団体が行うこれらの取組に対し、必要に応じ技術的支援等を行う。

- イ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資する

よう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

(4) 国民の責務に基づく取組

法第6条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要がある、以下の取組を進めることが重要である。

ア 肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持及び生命に重大な影響をもたらし得る疾病であることを十分認識して、国民一人一人が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認するとともに、必要に応じて精密検査の受診等の適切な行動を起こすよう努めること。

イ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性のある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう適切に行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識を身に付け、適切な対応に努めること。

(5) 肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告

法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

本指針は、肝炎を巡る現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。本指針に定める取組に関し、国は、国、地方公共団体等における取組の状況について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎を巡る状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、改正から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、改正するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況について、国は肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする。

京都府保健医療計画の見直しについて

1 現行の保健医療計画

- 法定計画である医療計画、健康増進計画を一体化した保健医療の基本計画（平成30年度～令和5年度の6箇年）※次期計画は令和6年度～令和11年度の6箇年
- 二次医療圏、基準病床数の他、以下の事項を規定
 - ①地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備
 - ②患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立（5事業等）
 - ③健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供（5疾病等）

2 見直しの概要

- 計画策定後の施策の進捗、保健医療を巡る状況の変化を踏まえた修正
 - 新興感染症の対応に関する事項を追加
 - ・5疾病・5事業等についても、新興感染症の発生・まん延時において、感染症対策との両立ができるような体制を構築する。
 - ロジックモデルの採用について検討
 - その他、医療計画策定指針（国において検討中）の内容を検討・反映

参考：国検討会（第8次医療計画等に関する検討会）意見とりまとめ概要

 - ・新型コロナの感染拡大により、入院・外来・在宅にわたる医療機能の分化・強化、連携等の重要性が改めて確認。
 - ・人口減少・高齢化は着実に進んでおり、医療ニーズの質・量の変化やマンパワー確保などへの対応が必要になることを踏まえ、地域医療構想を着実に推進することが必要。
- ※歯と口の健康づくり基本計画、がん対策、高齢者健康福祉計画、障害者福祉計画等、関連計画を併せて見直し

3 検討体制（案）

- 委員改選（令和5年4月）以降、医療審議会に計画部会を設置
- 二次医療圏等ごとに地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議と合同開催）を開催し、地域における課題と対策を協議・とりまとめ
- がん、歯科口腔保健等、府の既存の協議会が設置されている分野は、当該協議会の議論を踏まえ、計画案を検討

4 策定スケジュール（案）

- 別添のとおり

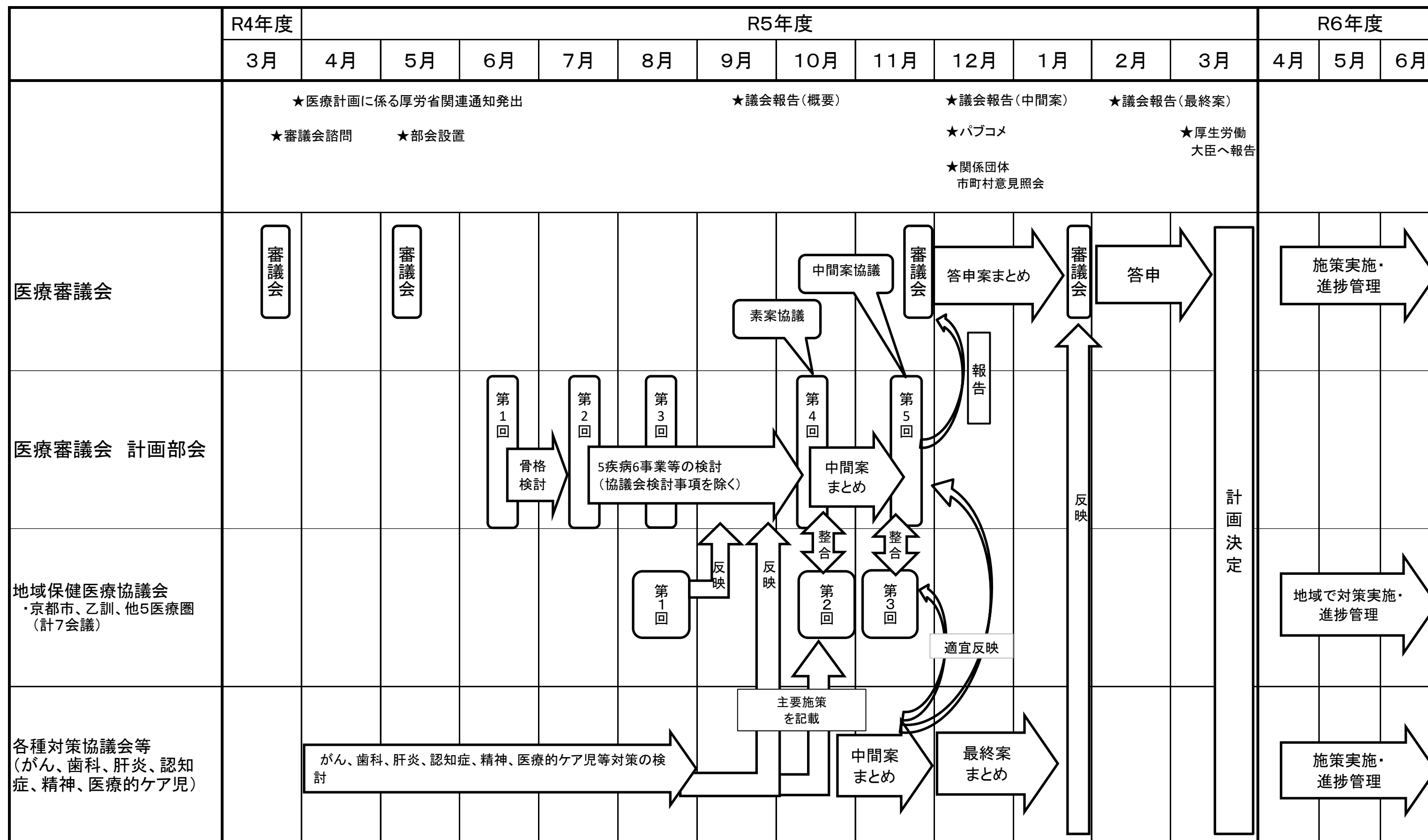
保健医療計画と関連計画（保健医療計画に要素を盛り込む計画）

計画名	検討組織	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	(2028年度)	(2028年度)
1 京都府地域包括ケア構想	医療審議会(地域医療構想策定部会)	→						
2 京都府医師確保計画(外来医療計画含む)	医療対策協議会	→		統合				
3 医療計画 健康増進計画 きょうと健やか21 肝炎対策を推進するための計画 アレルギー疾患対策の推進に関する計画	医療審議会(計画部会) 医療対策協議会 看護師等確保対策推進協議会 小児医療意見聴取会 周産期医療協議会 高度救急業務推進協議会 災害拠点病院連絡協議会 肝炎対策協議会 アレルギー疾患医療連絡協議会	→		次期保健医療計画				
4 京都府感染症予防計画	都道府県連携協議会	→						
5 新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策有識者会議	→						
6 京都府歯と口の健康づくり基本計画	歯と口の健康づくり推進協議会	→						
7 京都府がん対策推進計画	がん対策推進協議会	→						
8 京都府循環器病対策推進計画	循環器病対策推進協議会	→						
9 京都府高齢者健康福祉計画	高齢者サービス総合調整推進会議	→						
10 京都府認知症総合対策推進計画	認知症総合対策推進PT 京都市オレンジプラン改定検討WG	→						
11 京都府障害福祉計画	障害者施策推進協議会 発達障害者支援体制整備検討委員会	→						
12 京都府障害児福祉計画	医療的ケア児等支援協議会	→						
13 京都府依存症等対策推進計画	依存症等対策推進会議	→						
14 京都府中期的な医療費の推移に関する見通し	中期的な医療費の推移に関する見通し懇談会	→						

京都府保健医療計画の見直しスケジュール(予定)

時 期	計画部会	内 容
R 5 年 3月		医療審議会への諮問
6月	第1回	計画見直しの方向性に係る議論
7月	第2回	第2部第3章（5疾病、その他の疾病対策等） を中心に議論
8月	第3回	第2部第1章、第2章（6事業、在宅、従事者確保等） を中心に議論
10月	第4回	素案の審議
11月 ～ 12月	第5回	中間案の審議
		医療審議会への報告 12月議会報告（中間案）
		パブリックコメント、市町村・団体意見照会
R 6 年 1月		パブリックコメント等による修正
2月		医療審議会（最終案の審議・答申） 2月議会報告（最終案）
3月		京都府保健医療計画策定

京都府保健医療計画策定スケジュール



ロジックモデルの概要

○ロジックモデルとは

計画の目標である長期成果（最終アウトカム）を設定した上で、それを達成するために必要となる中間成果（中間アウトカム）を設定し、当該中間成果を達成するために必要な個別施策を設定する等、計画が目標を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの。

（「都道府県循環器病対策推進計画の策定に係る指針」令和2年10月29日厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）

【ロジックモデルのイメージ図】

